

令和5年厚木市教育委員会11月定例会日程

日時 令和5年11月21日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第44号 令和5年度教育予算補正について

【教育総務部・社会教育部】

日程2 議案第45号 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(案)について
【教育総務課】

日程3 議案第46号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について
【教育総務課】

日程4 議案第47号 厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例(案)について
【学校給食課】

日程5 議案第48号 厚木市営体育施設指定管理者の指定(案)について

【スポーツ推進課】

4 協議事項

(1) 第4次厚木市子ども読書活動推進計画(案)について

【中央図書館】

5 報告事項

(1) 令和5年度厚木市教育委員会表彰被表彰者について 【教育総務課】(資料1)

(2) 第14回厚木こども科学賞受賞者について 【教育指導課】(資料2)

(3) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について
【教育指導課・青少年教育相談センター】(資料3)

6 閉会

令和5年11月定例教育委員会教育長報告

令和5年10月24日（火）に開催されました10月定例会以後の主な行事等18件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 10月28日（土） 厚木市立相川小学校 体育館
相川小学校創立150周年記念式典
- 2 同日 厚木市立厚木中学校 体育館
令和5年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭（演劇部会発表会）
○参加校 厚木中学校、睦合中学校、睦合東中学校
- 3 10月29日（日） 厚木市荻野運動公園
2023あつぎマラソン
○参加者数 974人
- 4 10月31日（火） 大和市生涯学習センター 6階 601講習室
令和5年度神奈川県市町村教育長会連合会総会
- 5 11月 1日（水） 本厚木駅北口広場
令和5年度秋のこどもまんなか月間街頭キャンペーン
○参加者数 37人
- 6 11月 2日（木） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和5年度第4回厚木市小・中学校長会議
- 7 11月 5日（日） 厚木市立厚木南公民館ほか
令和5年度公民館まつり
○訪問地区 4地区（厚木南、依知北、睦合西、南毛利南）
○来館者数 厚木南公民館 約1,600人
（2日間合計） 依知北公民館 約1,360人
睦合西公民館 約1,850人
愛甲公民館 約2,000人 合計 約6,810人
- 8 11月 6日（月） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
令和5年度生涯スポーツ功労者文部科学大臣賞受賞者 市長表敬訪問
○訪問者 特定非営利活動法人 日本ティーボール協会専務理事

- 9 11月10日(金) 厚木市立南毛利小学校 体育館
南毛利小学校創立150周年記念式典
- 10 同日 厚木市立飯山小学校 体育館
飯山小学校創立40周年記念式典
- 11 同日 厚木商工会議所 5階 501号室
中学生の「税についての作文」表彰式
- 12 11月12日(日) 厚木市立睦合北公民館ほか
令和5年度公民館まつり
○訪問地区 3地区(睦合北、緑ヶ丘、森の里)
○来館者数 睦合北公民館 約2,000人
(2日間合計) 緑ヶ丘公民館 約2,000人
森の里公民館 約2,900人 合計 約6,900人
- 13 11月15日(水) 厚木市立あつぎ郷土博物館
開館5周年記念特別展「知らなかった蛾の魅力～多様な種の多様な生きざま～」視察
- 14 11月16日(木) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
寄附贈呈式
○寄附物品 ぞうきん 800枚
○出席者 厚木愛甲地区更生保護女性会 会長、副会長2人
- 15 同日 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和5年度第2回厚木市・愛川町・清川村教育長連絡会
- 16 11月18日(土) 厚木市立厚木南公民館 3階 体育室
令和5年度PTA会長と教育関係者の研究会
○参加者数 95人
- 17 11月19日(日) 厚木市立荻野公民館
令和5年度公民館まつり
○来館者数 約3,800人(2日間合計)
- 18 11月20日(月) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
神奈川県中学校体育連盟ほか関係団体役員 表敬訪問
○訪問者 神奈川県中学校体育連盟会長、副会長、理事長
県央ブロック中学校体育連盟会長、事務局職員
厚木愛甲地区中学校体育連盟会長

議案第44号

令和5年度教育予算補正について

令和5年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和5年11月21日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和5年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和5年度教育予算補正

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	960,788	0	960,788
学校教育部	39,621	0	39,621
社会教育部	136,852	0	136,852
歳入合計	1,137,261	0	1,137,261

(歳出)

(単位：千円)

部名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	3,933,785	213,718	4,147,503
学校教育部	1,116,002	0	1,116,002
社会教育部	1,479,695	22,099	1,501,794
歳出合計	6,529,482	235,817	6,765,299

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

※ 次頁以降の歳出については、各課等における補正関係部分のみ記載しているため、補正前の額の合計額は総括の歳出額とは一致しない。

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(常備消防費)					
25 災害対策費	186,421	7,810	194,231	一般財源	7,810
50 教育費	8,437,000	226,570	8,663,570		
5 教育総務費	1,575,458	3,876	1,579,334		
10 事務局費	824,905	3,876	828,781	一般財源	3,876
10 小学校費	2,966,691	105,248	3,071,939		
5 学校管理費	846,356	106,478	952,834	一般財源	106,478
10 学校保健給食費	1,587,026	△1,230	1,585,796	一般財源	△1,230
15 中学校費	1,491,366	103,109	1,594,475		
5 学校管理費	380,525	90,538	471,063	一般財源	90,538

区 分	金 額	説 明	
4 共済費	3,043		
13 委託料	7,810	1 物資集積拠点整備事業費	【危機管理課】 7,810
2 給料	△1,696	1 職員給与費増	【職員課】 3,876
3 職員手当等	4,802	(1) 常勤特別職増 (2) 一般職増	99 3,777
4 共済費	770		
2 給料	12	1 職員給与費増	【職員課】 26
3 職員手当等	12		
4 共済費	2	2 小学校維持管理事業費増	【教育施設課】 37,868
11 需用費	66,878	3 小学校維持補修事業費増	【教育施設課】 68,584
13 委託料	39,574		
2 給料	△1,198	1 職員給与費減	【職員課】 △6,026
3 職員手当等	△5,135		
4 共済費	307	2 小学校学校給食事業費増	【学校給食課】 4,796
18 備品購入費	4,796	(1) 単独調理場維持管理事業費増	4,796
2 給料	540	1 職員給与費増	【職員課】 639
3 職員手当等	84		
4 共済費	15	2 中学校維持管理事業費増	【教育施設課】 8,486
11 需用費	59,026	3 中学校維持補修事業費増	【教育施設課】 81,413
12 役務費	660		

4 5 消防費 5 0 教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
20 学校給食センター費	520,187	12,571	532,758	一般財源	12,571
20 社会教育費	1,554,572	7,232	1,561,804		
5 社会教育総務費	312,940	△954	311,986	一般財源	△954
20 公民館費	720,602	△912	719,690	一般財源	△912
55 シティプラザ公共施設維持管理費	136,452	3,400	139,852	一般財源	3,400
60 文化財保護費	139,122	5,698	144,820	一般財源	5,698
25 保健体育費	848,913	7,105	856,018		
5 保健体育総務費	261,442	△5,974	255,468	一般財源	△5,974
10 体育施設費	587,471	13,079	600,550	一般財源	13,079

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	30,213	
11 需用費	12,571	1 北部学校給食センター費増 …………… 【学校給食課】 12,571 (1) 施設維持管理事業費増 …………… 12,571
2 給料	784	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △954
3 職員手当等	△2,066	
4 共済費	328	
2 給料	△2,893	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △4,234
3 職員手当等	△1,712	2 公民館維持補修事業費増 …………… 【社会教育課】 3,322
4 共済費	371	
11 需用費	3,322	
11 需用費	3,400	1 シティプラザ維持管理事業費増 …………… 【青少年課】 3,400
13 委託料	5,698	1 遺跡・史跡公園事業費増 …………… 【文化財保護課】 5,698
2 給料	△10,271	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △5,974
3 職員手当等	4,133	
4 共済費	164	
11 需用費	3,993	1 体育施設維持補修事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 3,993
13 委託料	9,086	2 及川球技場維持管理事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 2,635 3 南毛利スポーツセンター維持管理事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 4,755

50教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(体育施設費)					
歳 出 合 計	99,263,223	1,196,462	100,459,685		

節		説 明
区 分	金 額	
		4 猿ヶ島スポーツセンター維持管理事業費増【スポーツ推進課】 1,696

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校維持補修事業	39,574
	15 中学校費	中学校維持補修事業	30,213
	20 社会教育費	公民館維持補修事業	3,322

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
小学校指導者用デジタル教科書利用料	令和6年度	3,947
中学校指導者用デジタル教科書利用料	令和6年度	1,073
上荻野小学校給食調理場空調設備賃借料	令和6年度～令和15年度	27,456
依知南小学校仮設校舎賃借料	令和6年度～令和10年度	701,522
緑ヶ丘小学校仮設校舎賃借料	令和6年度～令和10年度	989,340
厚木市営体育施設（4施設）指定管理料	令和6年度～令和8年度	526,146

2 変更

(単位:千円)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
緑ヶ丘小学校冷暖房設備賃借料	令和6年度	109	令和6年度～令和7年度	169

議案第45号

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）について

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和5年11月21日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 厚木市立公民館条例（昭和46年厚木市条例第11号）第2条第1項の表に掲げる公民館（同条第2項に規定する分館を含む。）、厚木市立図書館、厚木市営体育施設、厚木市立社会教育集会所及び厚木市立あつぎ郷土博物館（以下これらを「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に本則各号に掲げる事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会（当該事務について法第25条第1項の規定に基づき、その権限が教育長に委任されている場合にあっては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
（厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正）
- 3 厚木市スポーツ推進審議会条例（昭和40年厚木市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条各号列記以外の部分及び第3条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。
（厚木市立公民館条例の一部改正）
- 4 厚木市立公民館条例（昭和46年厚木市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。
第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
（厚木市立図書館条例の一部改正）
- 5 厚木市立図書館条例（昭和59年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第3項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(厚木市営体育施設条例の一部改正)
- 6 厚木市営体育施設条例(昭和59年厚木市条例第27号)の一部を次のように改正する。
第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。
第8条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条第1項及び第4項、第10条第1項第4号、第11条、第12条、第13条各号列記以外の部分並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
別表備考5第1号中「教育委員会」を「市長」に改める。
(厚木市立社会教育集会所条例の一部改正)
- 7 厚木市立社会教育集会所条例(昭和61年厚木市条例第31号)の一部を次のように改正する。
第3条、第4条、第5条第1項及び第2項第3号、第6条、第7条、第8条第2項各号列記以外の部分並びに第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(厚木市文化財保護条例の一部改正)
- 8 厚木市文化財保護条例(平成5年厚木市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第3条、第4条、第5条第1項並びに第6条第1項、第3項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第7条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。
第8条第2項、第9条、第10条第1項、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第17条第1項中「教育委員会に」を「法第190条第2項の規定に基づき、」に改め、同条第2項及び第4項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。
第18条各号列記以外の部分及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正)
- 9 厚木市立あつぎ郷土博物館条例(平成30年厚木市条例第29号)の一部を次のように改正する。
第4条、第5条ただし書及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第7条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表大人の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(厚木市職員定数条例の一部改正)

- 10 厚木市職員定数条例(昭和30年厚木市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「1,146人」を「1,221人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「220人」を「145人」に改める。

(厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正)

- 11 厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第36条第6号中「ときは、」の次に「市長及び」を加える。

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正（附則第3項関係） （所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は建議する。</p> <p>(1)～(8) 略 （定数）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正（附則第3項関係） （所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は建議する。</p> <p>(1)～(8) 略 （定数）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>厚木市立公民館条例の一部改正（附則第4項関係） （利用の承認）</p> <p>第3条 公民館を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 （利用承認の取消し等）</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定に基づく利用の承認を取り消し、又は公民館の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 公民館を利用する者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 略 (3) その他市長が必要と認めたとき。 （委任）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>厚木市立公民館条例の一部改正（附則第4項関係） （利用の承認）</p> <p>第3条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 （利用承認の取消し等）</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定に基づく利用の承認を取り消し、又は公民館の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 公民館を利用する者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 略 (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。 （委任）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>
<p>厚木市立図書館条例の一部改正（附則第5項関係） （図書館協議会）</p> <p>第3条 略</p>	<p>厚木市立図書館条例の一部改正（附則第5項関係） （図書館協議会）</p> <p>第3条 略</p>

2 略

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)～(5) 略

4及び5 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

厚木市営体育施設条例の一部改正（附則第6項関係）

(使用の許可)

第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 市長は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(回数使用券の発行)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、体育施設の使用に関し、規則で定めるところにより、回数使用券を発行することができる。

(使用料の減免)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他体育施設の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により体育施設を使用することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定に基づく許可を取り消し、又は体育施設の使用を中止させることができる。

(1) 体育施設を使用する者がこの条例又はこ

2 略

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)～(5) 略

4及び5 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

厚木市営体育施設条例の一部改正（附則第6項関係）

(使用の許可)

第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(回数使用券の発行)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、体育施設の使用に関し、教育委員会規則で定めるところにより、回数使用券を発行することができる。

(使用料の減免)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が災害その他体育施設の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により体育施設を使用することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定に基づく許可を取り消し、又は体育施設の使用を中止させることができる。

(1) 体育施設を使用する者がこの条例又はこ

の条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 略

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理等)

第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2及び3 略

4 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

5及び6 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) その他市長が必要と認める業務

2 略

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が体育施設の設置の目的を効果的に達成することができるものと認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 市長は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う体育施設の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理業務に係る協定)

第13条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

の条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 略

(3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理等)

第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2及び3 略

4 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

5及び6 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

2 略

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第12条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が体育施設の設置の目的を効果的に達成することができるものと認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 教育委員会は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う体育施設の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理業務に係る協定)

第13条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 **市長**は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する**市長**の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 **市長**は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定管理者の指定の取消し等の理由により、体育施設の管理を指定管理者が行うことができないときは、**市長**は、臨時に体育施設を管理する。この場合においては、体育施設の使用について、別表に定める額の範囲内において、**市長**が定める使用料を徴収する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、**規則**で定める。

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分	使用料又は 利用料金	
		市内	市外
略			

備考1~4 略

5 体育施設の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「1回」とは、1日につき**市長**又は指定管理者が指定した時間をいう。

(2)~(4) 略

6 略

厚木市立社会教育集会所条例の一部改正 (附則第7項関係)

(利用の承認)

第3条 集会所を利用しようとする者は、**市長**(第5条第1項の規定により集会所の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 **市長**は、前項の規定により利用の承認を受け

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 **教育委員会**は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する**教育委員会**の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 **教育委員会**は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定管理者の指定の取消し等の理由により、体育施設の管理を指定管理者が行うことができないときは、**教育委員会**は、臨時に体育施設を管理する。この場合においては、体育施設の使用について、別表に定める額の範囲内において、**教育委員会**が定める使用料を徴収する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分	使用料又は 利用料金	
		市内	市外
略			

備考1~4 略

5 体育施設の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「1回」とは、1日につき**教育委員会**又は指定管理者が指定した時間をいう。

(2)~(4) 略

6 略

厚木市立社会教育集会所条例の一部改正 (附則第7項関係)

(利用の承認)

第3条 集会所を利用しようとする者は、**教育委員会**(第5条第1項の規定により集会所の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 **教育委員会**は、前項の規定により利用の承認

ようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1)～(4) 略

(利用承認の取消し等)

第4条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、集会所の利用の承認を取り消し、又は集会所の利用を中止させることができる。

(1)及び(2) 略

(3) その他**市長**が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第5条 集会所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、主として当該集会所の存する地域に居住するもので構成される団体であって**市長**が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) その他**市長**が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他**市長**が必要と認める書類を添えて、**市長**に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第7条 **市長**は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が集会所の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 **市長**は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う集会所の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準等)

第8条 略

2 **市長**は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 **市長**は、指定管理者が次の各号のいずれ

を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1)～(4) 略

(利用承認の取消し等)

第4条 **教育委員会**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、集会所の利用の承認を取り消し、又は集会所の利用を中止させることができる。

(1)及び(2) 略

(3) その他**教育委員会**が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第5条 集会所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、主として当該集会所の存する地域に居住するもので構成される団体であって**教育委員会**が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) その他**教育委員会**が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他**教育委員会**が必要と認める書類を添えて、**教育委員会**に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第7条 **教育委員会**は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が集会所の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 **教育委員会**は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う集会所の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準等)

第8条 略

2 **教育委員会**は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 **教育委員会**は、指定管理者が次の各号の

かに該当するときは、第7条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する市長の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

厚木市文化財保護条例の一部改正（附則第8項関係）

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 市長は、この条例に基づく文化財の指定等に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 市長は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを厚木市指定有形文化財、厚木市指定無形文化財、厚木市指定有形民俗文化財、厚木市指定無形民俗文化財、厚木市指定史跡、厚木市指定名勝又は厚木市指定天然記念物(以下「市指定文化財」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、市長は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、権原に基づく占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

(指定の解除)

第5条 市長は、市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特別の理由がある場合は、その指定を解除することができる。

2 略

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 市長は、第4条の規定による指定をするときは、その旨を告示し、及び当該文化財の

いずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

厚木市文化財保護条例の一部改正（附則第8項関係）

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会は、この条例に基づく文化財の指定等に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを厚木市指定有形文化財、厚木市指定無形文化財、厚木市指定有形民俗文化財、厚木市指定無形民俗文化財、厚木市指定史跡、厚木市指定名勝又は厚木市指定天然記念物(以下「市指定文化財」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、権原に基づく占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

(指定の解除)

第5条 教育委員会は、市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特別の理由がある場合は、その指定を解除することができる。

2 略

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による指定をするときは、その旨を告示し、及び当該文

所有者等に通知しなければならない。

2 略

3 第4条の規定による指定をしたときは、**市長**は、当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

4 略

5 指定の解除の通知を受けたときは、所有者等は、速やかに、指定書を**市長**に返還しなければならない。

(管理義務)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく**規則**及び**市長**の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 略

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定文化財の所有者等は、当該管理責任者と連署の上、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

3 略

(所有者等の変更等)

第9条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。

2 所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第10条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う**市長**の指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 略

(滅失、き損等)

第11条 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失したときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。

(所在の変更)

化財の所有者等に通知しなければならない。

2 略

3 第4条の規定による指定をしたときは、**教育委員会**は、当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

4 略

5 指定の解除の通知を受けたときは、所有者等は、速やかに、指定書を**教育委員会**に返還しなければならない。

(管理義務)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく**教育委員会規則**及び**教育委員会**の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 略

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定文化財の所有者等は、当該管理責任者と連署の上、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

3 略

(所有者等の変更等)

第9条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

2 所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第10条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う**教育委員会**の指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 略

(滅失、き損等)

第11条 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失したときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

(所在の変更)

第12条 市指定文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長の行う公開の用に供するための出品をする場合にあっては、この限りでない。

(修理又は復旧)

第13条 市指定文化財の修理又は復旧は、所有者等が行うものとする。この場合において、所有者等は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第14条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、管理等について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為にあつてはその影響が軽微な場合は、この限りでない。

2 前項の許可をする場合には、市長は、同項の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開の要請)

第16条 市長は、所有者等に対し、一定の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定文化財を出品することを要請することができる。

(文化財保護審議会)

第17条 法第190条第2項の規定に基づき、厚木市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について市長に建議する。

3 略

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第12条 市指定文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の行う公開の用に供するための出品をする場合にあっては、この限りでない。

(修理又は復旧)

第13条 市指定文化財の修理又は復旧は、所有者等が行うものとする。この場合において、所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第14条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、管理等について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為にあつてはその影響が軽微な場合は、この限りでない。

2 前項の許可をする場合には、教育委員会は、同項の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開の要請)

第16条 教育委員会は、所有者等に対し、一定の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定文化財を出品することを要請することができる。

(文化財保護審議会)

第17条 教育委員会に厚木市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

3 略

4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1)及び(2) 略

5及び6 略

(審議会への諮問)

第18条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1)及び(2) 略

(市指定文化財以外の文化財)

第19条 市長は、市指定文化財以外の文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、及び活用することができるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正（附則第9項関係）

(観覧料の減免)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を還付することができる。

(資料の特別利用)

第6条 博物館の資料の撮影、模写、模造その他の特別の利用をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(博物館協議会)

第7条 略

2 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)～(5) 略

3及び4 略

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(1)及び(2) 略

5及び6 略

(審議会への諮問)

第18条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1)及び(2) 略

(市指定文化財以外の文化財)

第19条 教育委員会は、市指定文化財以外の文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、及び活用することができるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正（附則第9項関係）

(観覧料の減免)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を還付することができる。

(資料の特別利用)

第6条 博物館の資料の撮影、模写、模造その他の特別の利用をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(博物館協議会)

第7条 略

2 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)～(5) 略

3及び4 略

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第3条関係)

区分	常設展示 観覧料	特別展示観覧料(1回につき)	
		個人	団体 (20人以上1人 につき)
大人	無料	1,000円以内 で 市長 がそ の都度定め る額	個人に係る観 覧料の8割に 相当する額
略			

備考 略

厚木市職員定数条例の一部改正（附則第10項関係）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

区分	定数
市長の事務部局の職員	<u>1,221人</u>
議会の事務局の職員	13人
選挙管理委員会の事務局の職員	6人
監査委員の事務局の職員	8人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>145人</u>
農業委員会の事務局の職員	8人
消防職員	266人
合計	1,667人

2及び3 略

厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正（附則第11項関係）

（公共公益施設の整備等）

第36条 事業者は、特定開発事業を行うときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準により、公共公益施設を整備しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 文教施設の整備等に関する事項 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、市長及び厚木市教育委員会と協議し、規則で定める措置を講ずること。

別表(第3条関係)

区分	常設展示 観覧料	特別展示観覧料(1回につき)	
		個人	団体 (20人以上1人 につき)
大人	無料	1,000円以内 で 教育委員 会 がその都 度定める額	個人に係る観 覧料の8割に 相当する額
略			

備考 略

厚木市職員定数条例の一部改正（附則第10項関係）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

区分	定数
市長の事務部局の職員	<u>1,146人</u>
議会の事務局の職員	13人
選挙管理委員会の事務局の職員	6人
監査委員の事務局の職員	8人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>220人</u>
農業委員会の事務局の職員	8人
消防職員	266人
合計	1,667人

2及び3 略

厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正（附則第11項関係）

（公共公益施設の整備等）

第36条 事業者は、特定開発事業を行うときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準により、公共公益施設を整備しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 文教施設の整備等に関する事項 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、厚木市教育委員会と協議し、規則で定める措置を講ずること。

議案第46号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和5年11月21日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
(案)

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和36年厚木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成23年厚木市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。)第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者条例」という。)第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略</p>
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を</p>

乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略
----------------------------------	----------------------------------

議案第47号

厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和5年11月21日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

厚木市学校給食費に関する条例（平成24年厚木市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（学校給食費の不徴収等）

第3条 学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条とし、別表を削る。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧						
<p>(学校給食費の<u>不徴収等</u>)</p> <p>第3条 <u>学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童等の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)</u>が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項ただし書の場合において、当該学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額とする。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>(学校給食費の<u>徴収</u>)</p> <p>第3条 <u>市長は、学校給食を受ける児童等の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)</u>から<u>学校給食費を徴収する。</u></p> <p>(学校給食費の<u>額</u>)</p> <p>第4条 <u>学校給食費の額は、別表に定める額とする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、別に定める額とする。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(学校給食費の<u>減免</u>)</p> <p>第6条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。</u></p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: right;">44,590円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: right;">47,850円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。</u></p>	区分	年額	小学校	44,590円	中学校	47,850円
区分	年額						
小学校	44,590円						
中学校	47,850円						

議案第48号

厚木市営体育施設指定管理者の指定（案）について

厚木市営体育施設指定管理者の指定（案）について、次のとおり同意する。

- 1 施設の名称 厚木市営東町スポーツセンター
厚木市営及川球技場
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
厚木市営南毛利スポーツセンター
- 2 指定管理者 (所在地) 厚木市温水西1丁目27番1号
(名称) 公益財団法人厚木市スポーツ協会
(代表者) 会長 宮崎 昌彦
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月21日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市営体育施設指定管理者の指定（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市営体育施設指定管理者候補者の概要

- 1 団体名 公益財団法人厚木市スポーツ協会
- 2 所在地 厚木市温水西1丁目27番1号
- 3 代表者 会長 宮崎 昌彦
- 4 設立年月日 平成6年3月28日（平成23年6月1日 公益財団法人に移行）
- 5 基本財産 200,000,000円

6 業務内容

市民スポーツの普及・振興、競技力の向上及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図り、市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するために実施する次に掲げる事業等

- (1) スポーツ教室及びスポーツに関する競技会等の開催
- (2) スポーツに関する指導者の養成
- (3) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (4) スポーツ団体等に対する指導、助成及び支援
- (5) 厚木市のスポーツ施設の管理運営

7 業務実績

- (1) 厚木市営東町スポーツセンター指定管理業務
- (2) 厚木市営及川球技場指定管理業務
- (3) 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター指定管理業務
- (4) 厚木市営南毛利スポーツセンター指定管理業務

8 選定理由

施設の設置目的を考慮した公平性の確保及びサービス向上の取組について、これまでの円滑な指定管理業務の履行、関係法令の遵守及び適切な管理等の実績を踏まえ、施設の設置目的を効果的に達成することが期待できることから選定したものである。

第4次厚木市子ども読書活動推進計画 (案)

育てよう読書大好きあつぎっ子
～豊かな心を育むために～

令和6年 月
厚木市教育委員会

目次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象	4
第2章	子どもの読書活動の現状と第3次計画の課題	5
1	全国の子ども読書状況	5
2	「小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果」から見える本市の現状	5
3	第3次計画の主な取組	8
4	第3次計画の評価と課題	14
第3章	計画の基本的な考え方	16
1	計画目標	16
2	基本方針	16
3	計画の体系	19
4	施策の方向と成果指標	20
5	市の取組	21
第4章	施策の展開	22
	基本方針1 デジタル社会に対応した読書環境の整備	22
1	情報通信技術を活用した取組	22
2	情報活用能力の育成に関する取組	23
	基本方針2 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進	24
1	乳幼児を対象とした取組	24
2	小学生を対象とした取組	26
3	中高生世代（YA）を対象とした取組	28
4	特別な支援を必要とする子どもたちへの取組	30
	基本方針3 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組	32
1	知りたい気持ちを刺激する多面的な読書活動への取組	32
2	広がり、つながる読書活動への取組	33

3 地域やボランティアとの協働による読書活動の推進.....	34
第5章 計画の推進体制	36
1 推進体制.....	36
2 進行管理.....	36
第6章 資料編	37
1 第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定経過.....	37
2 小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果.....	39
3 子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査結果.....	53
4 厚木市子ども読書活動推進委員会設置規程.....	58
5 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	60
6 文字・活字文化振興法.....	63
7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	66

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国や県の計画を踏まえ、平成 19 年に厚木市子ども読書活動推進計画を策定しました。（以下「第 1 次計画」という。）その後、平成 25 年には、第 2 次厚木市子ども読書活動推進計画、平成 30 年に第 3 次厚木市子ども読書活動推進計画（以下「第 3 次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を推進するための読書環境の充実に取り組んできました。

近年、情報化の進展により、インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の普及は著しく、子どもが接する情報ツールも多様化しています。また、社会のデジタル化が進み、学校においても G I G A スクール構想^{※1}等が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり一気に進みました。

こうした社会環境の変化においても、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、本市においても子ども読書活動を更に推進するため第 4 次厚木市子ども読書活動推進計画（以下「第 4 次計画」という。）を策定します。

(1) 国・県の計画策定の動き

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国は平成 14 年に最初の基本計画を策定し、その後、おおむね 5 年ごとに計画を変更し、現在、第五次の子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「第五次基本計画」という。）が策定（令和 5 年 3 月）されています。

なお、県は平成 16 年に、かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～を策定し、以来 5 年ごとに、これまで 3 回にわたり計画の改定（現在、第四次）を行いました。

^{※1} G I G A スクール構想

全国の児童・生徒 1 人に 1 台のタブレットと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組です。当初は、令和元年度から 5 年間にわたり順次ハード環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、計画が前倒しされました。

(2) 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

令和元年に、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）、また、情報通信技術の活用により全ての児童・生徒が状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るための学校教育の情報化の推進に関する法律が制定され、令和4年には、第6次学校図書館図書整備等5か年計画や学校教育情報化推進計画が策定されるなど、子どもの読書環境の整備を推進する取組が求められています。

本市においても、第10次厚木市総合計画第1期基本計画の中で、デジタル化の推進を重点項目にしており、児童・生徒向けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に基づき、令和3年4月から各学校に端末を配備し、学習や校内活動の中で活用を進めています。

(3) SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画においても、全ての基本方針に「目標4 質の高い教育をみんなに」の考え方を取り入れるとともに、基本方針ごとに関連するSDGsの目標を定め、施策を推進していきます。



出典 国際連合広報センター

■ 本計画で取り組むべきSDGsの目標



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

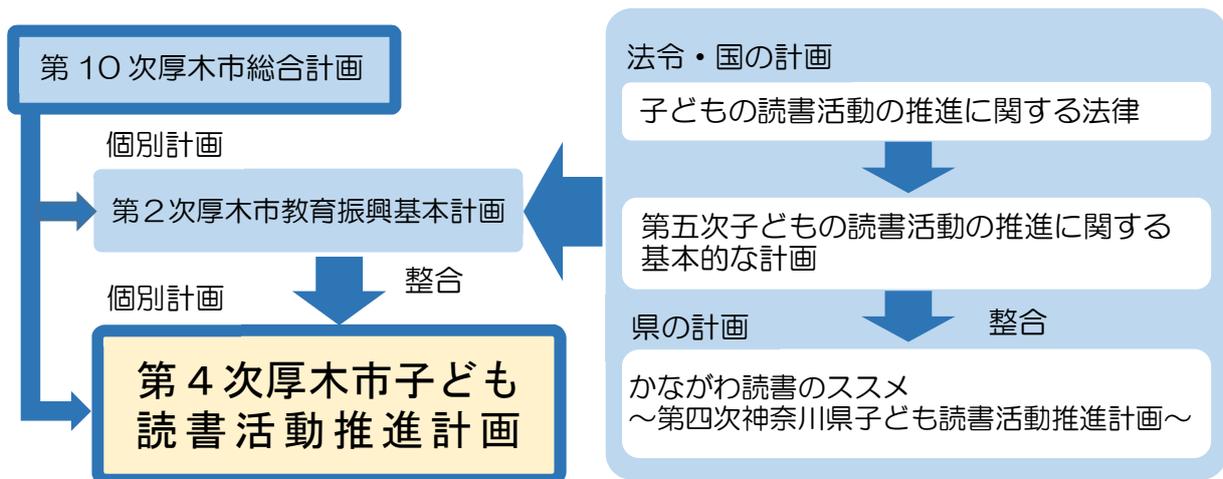
出典 外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」から抜粋

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律、第9条第2項の規定に基づく市町村子ども読書活動推進計画として策定するとともに、第10次厚木市総合計画における個別計画として位置付けるものです。

策定に当たっては、国の第五次基本計画や、神奈川県のかながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～を踏まえ、第2次厚木市教育振興基本計画との整合を図り、子どもの自主的な読書活動の推進や、本と親しみ、本を楽しむ子どもの育成を目指します。

図 1 本計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

国の第五次基本計画及び県のかながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～が、5年ごとに見直しが行われていることを考慮しています。

4 計画の対象

0歳から18歳までの子どもとその保護者、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、行政、関係機関等を対象とします。

第2章 子どもの読書活動の現状と第3次 計画の課題

1 全国の子ども読書状況

全国学校図書館協議会が毎年実施している小・中・高等学校の児童・生徒の読書状況調査によると、令和4年第67回調査において、「5月の1か月間に本を1冊も読まない児童・生徒の割合（以下「不読率」という。）は、小学生（4～6年生）6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%でした。

国の第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画においては、令和4年度に小学生（4～6年生）2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという数値目標を掲げていましたが、いずれの学校段階でも、達成されていません。これについて、国の第五次基本計画では、「新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童・生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。令和元年度から令和3年度、小中学生において、学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動を連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。」と分析しています。

2 「小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果」から見える本市の現状

令和4年10月3日から11月24日までの期間に、小学校23校の2・4・6年生各1クラス以上と中学校13校の2年生1クラス以上の2,857人に、読書アンケート調査を実施しました。平成29年度に実施した前回調査では、小学2年生は先生による調査内容の説明後、挙手による回答、小学4・6年生と中学2年生は、一人ずつ個別のアンケート（紙）に記入、回答していただきましたが、今回はGoogleフォームを利用した調査方法に変更しました。回答数の内訳は次のとおりです。

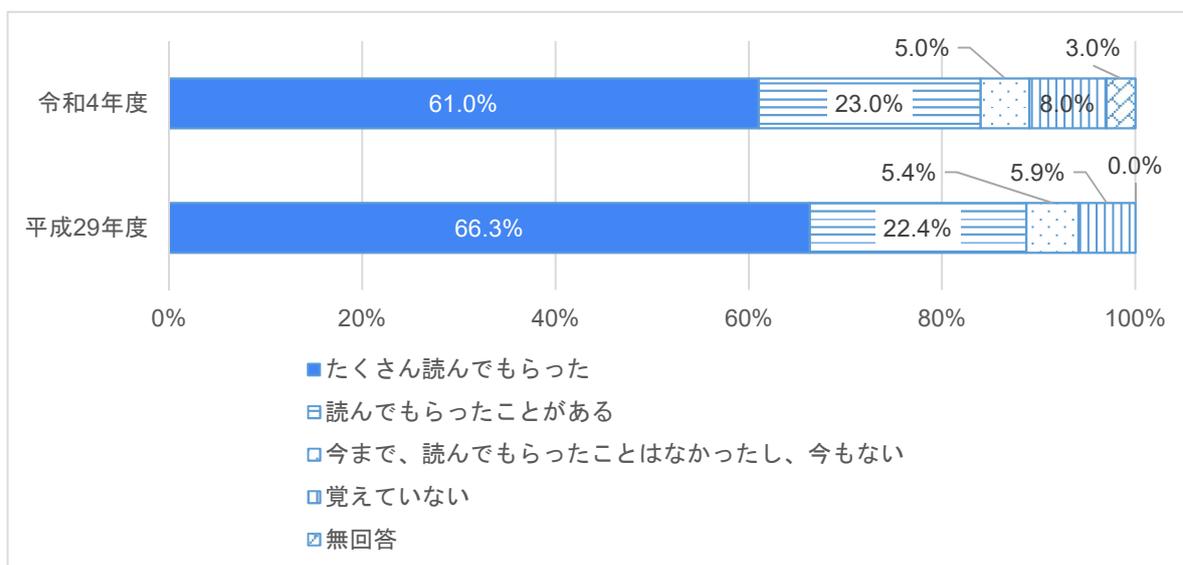
図 2 アンケート回収数

対象	学年	人数	合計
小学生	2年生	666人	2,134人
	4年生	718人	
	6年生	750人	
中学生	2年生	723人	723人

(1) 幼児期の読書状況と課題

小学2年生を対象とした質問、「あなたは、これまでにお父さんやお母さん、おじいさんやおばあさん、幼稚園や保育所の先生などに本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありましたか？小学校に入る前のことも思い出して教えてください。」に対する回答は次のとおりです。

図 3 読み聞かせ体験の有無

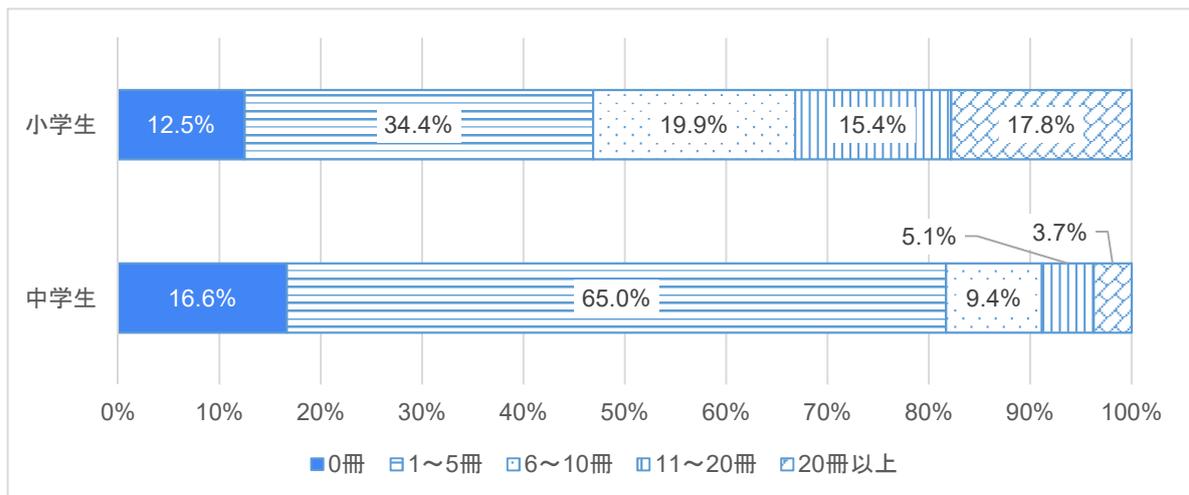


「今まで、読んでもらったことはなかったし、今もない。」が、前回調査（平成29年度調査）の5.4%から5.0%に改善しています。乳幼児期から読書の習慣化を図り、読書を継続するためには、今後も、保護者への周知やきっかけとなる読書活動の推進、乳幼児をとりまく関係機関における読書活動を継続、充実していくことが必要です。

(2) 児童・生徒の読書状況と課題

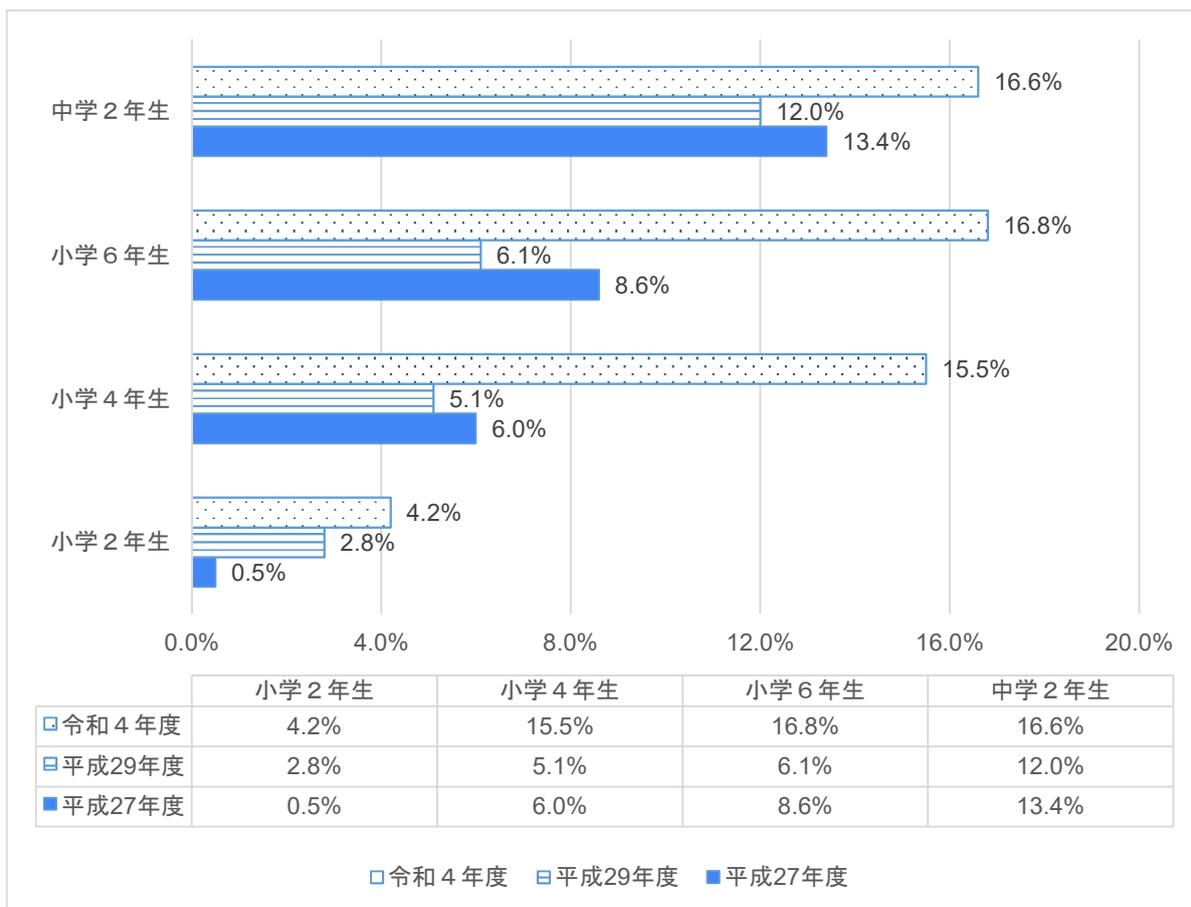
不読率についての質問、「あなたは、9月中に何冊の本を読みましたか。教科書・自習書・コミックを除く（かぞえない）。学習マンガやケータイ小説・電子書籍は含む（かぞえる）。朝読書など、学校での読書の時間に読んだ冊数も含めて読んだ冊数を記入してください。」に対する回答は、次のとおりです。

図 4 1か月に読んだ本の冊数



全国調査結果は、小学生（4～6年生）6.4%、中学生18.6%でしたので、比較すると、本を読まない児童が多く、生徒は少ないという結果でした。さらに、学年ごとの前回（平成29年度）調査や平成27年度調査結果との比較が次の表となります。

図 5 学年別0冊の子どもの全体に占める割合



小学4年生と小学6年生の不読率が著しく増加しました。前回調査（平成29年度調査）では、平成27年度調査と比べて、小学4年生と小学6年生の不読率の改善を認めつつも、第3次計画において、学年が進むにつれて読書から離れてしまう傾向について留意し、小学生の時期の読書の継続に取り組み、読書習慣の定着を図ることを目標にしていました。コロナ禍による図書へのアクセスがしにくい状況や子どもたちも交流が妨げられ孤立化した状況が大いに影響したと考えられます。今後、分断されていた読書推進活動を再開、充実していく必要があります。

3 第3次計画の主な取組

第3次計画では、4つの基本方針のもと、それぞれについて、成果指標を設け具体策を実施しました。方針ごとに取組を振り返ります。

基本方針1 子どもと共に楽しむ読書、読書への誘い

成果指標	平成28年度 数値	令和4年度 目標値	令和4年度 数値
出生児数に対するブック スタート参加率	44.7%	50.0%	46.1%

平成28年度に44.7%だった参加率は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度は26.7%までに落ち込みました。対面での読み聞かせに代え、絵本やおすすめ絵本リスト等の手渡しのみで切り替えて実施し、新型コロナウイルス感染の沈静化により、令和4年度は46.1%までに回復しましたが、目標を達成することはできませんでした。

家庭における読書活動支援事業や親子で集まり楽しむ読書活動事業を、保育課・子育て支援センター・青少年課・中央図書館で実施しました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各施設の休館や対面での働きかけの休止により活動は低下しましたが、令和4年度以降は、いずれの事業も再開し、参加状況等も回復しています。

基本方針2 子どもの聞く能力や創造する力を伸ばす

成果指標	平成29年度 数値	令和4年度 目標値	令和4年度 数値
小学校入学前に読み聞かせ体験があると回答する 子どもの割合	88.7%	90.0%	84.0%

上記目標を達成することはできませんでした。「今まで、読んでもらったことはなかったし、今もない」は、前回調査（平成29年度調査）から0.4ポイント減少しており、増加したのは「覚えていない」と「無回答」でした。前回の調査では、小学2年生のクラスでは、教諭による質問読み上げと説明がありましたが、今回はタブレット端末によるGoogleフォームを利用したアンケート調査へ変更したため、その影響もあったと思われます。

子どもの聞く能力や創造するする力を伸ばすには、乳幼児期から読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した読書活動へのアプローチが必要となることから、読書のきっかけづくり事業や幼稚園、保育所等と中央図書館との連携事業を実施しました。幼稚園や保育所と連携した保護者への子ども読書活動啓発はパンフレット等を配布することなどにより継続して実施できましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2～4年度は保護者と幼児を対象とした各種読書イベントを休止せざるを得ませんでした。

なお、緊急事態宣言発令に伴い図書館が休館となったため、図書館ホームページに無料で本が読めるリンク集「おうち図書館」を設けました。その後、親子で楽しめる子ども向け動画や博物館・水族館等にもリンクを広げました。

基本方針3 子どもの読む力を伸ばす

成果指標	対象	平成29年度 数値	令和4年度 目標値	令和4年度 数値
「読書が好き」と回答する 子どもの割合	小学生	70.0%	80.0%	67.5%
	中学生	60.5%	70.0%	48.6%

図6 読書について（小学生）

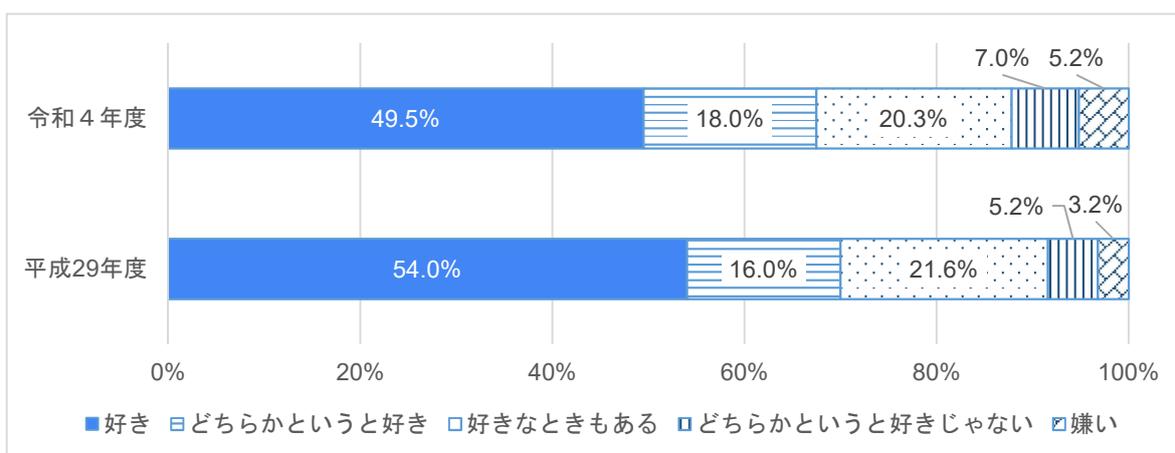
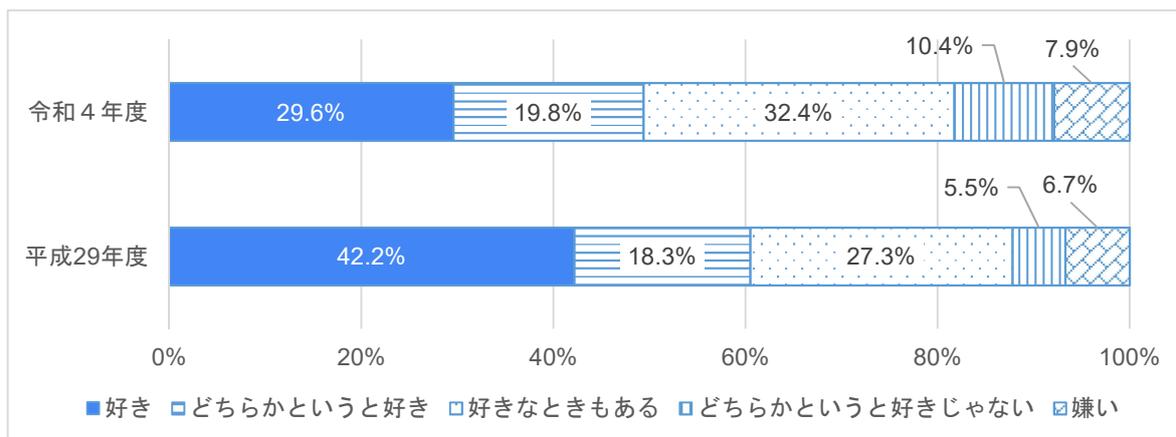


図 7 読書について（中学生）

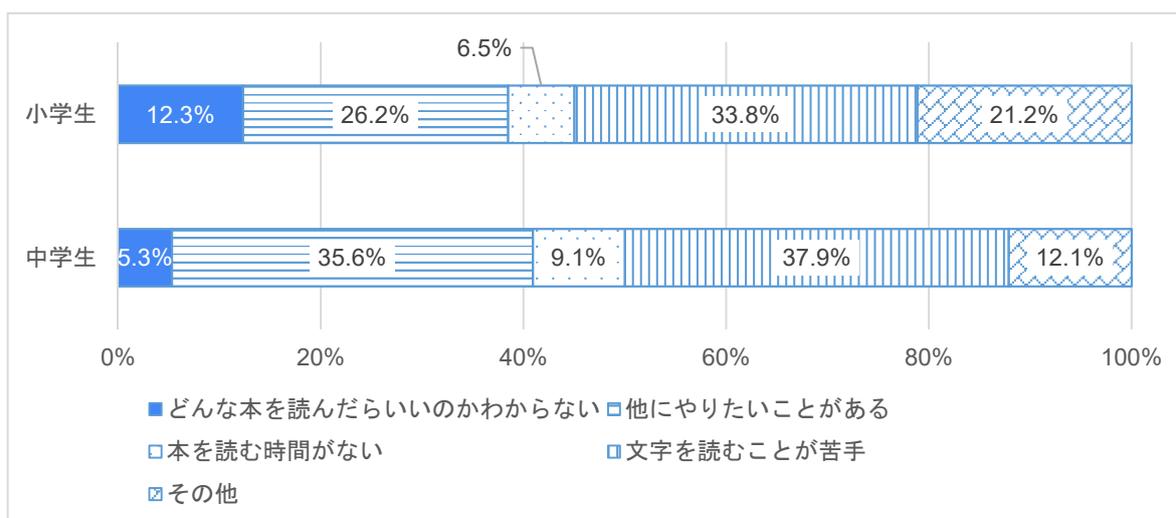


小・中学生ともに「好き」、「どちらかという好き」が減少し、目標を達成することができませんでしたが、「好きなき時もあある」を加えると、小学生 87.8%、中学生 81.8%でした。「好きなき時もあある」を、より「好き」に近づけていけるよう読書の楽しさを伝えていく活動に努めます。

なお、「どちらかという嫌い」、「嫌い」が増加しており、特に中学生や小学4年生、小学6年生の増加が課題となっています。

「読書が嫌いな理由は何ですか」との質問の回答は次のとおりです。最も多い理由は小・中学生ともに「文字を読むことが苦手」でした。苦手意識を持つ子どもも読書の楽しさを感じることのできるアプローチを検討する必要があります。

図 8 読書が嫌いな理由



小・中学校及び学校図書館における読書活動推進事業や学校と中央図書館との連携事業、学外における読書活動推進事業を実施しました。

小・中学校においては、子どもたちの読書活動推進に向けて、①教職員の体制づくり、②読書環境の整備、③学校図書館の蔵書の充実、④読書時間の確保を図りました。

中央図書館との連携事業については、①図書館案内や推薦図書リスト、本入れバッグ等の配布、②図書館見学や出前おはなし会、職業体験学習、③団体貸出し等を実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い休止を余儀なくされました。感染の沈静化により、令和4年度以降は団体貸出し冊数も増加しています。

また、中央図書館内や地下通路、地下道の展示ケースにおいて、学校図書館の活動紹介展示を行っています。

さらに、令和3年度には、中学生を対象とした読書活動推進のため、睦合東中学校をモデル校に、学校図書館を通じて個人の要望により中央図書館の本を届ける試みを実施しました。

学外における読書活動推進事業としては、公民館図書室の整備に努めるとともに、「科学道100冊」や「赤ちゃん絵本・おひざで読む絵本」、「大人になっても心に残るこどもの本」、「親子でいっしょに」、「動物だいすき」、「のりものだいすき」等テーマに関連する図書を50冊以上集めた企画展示を巡回実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々なイベントが中止を余儀なくされる中で、本の通帳^{※2}を用いる「こども読書マラソン^{※3}」を継続して実施しました。

また、放課後児童クラブにおいては、生活時間（授業終了後～午後7時）に、読書の時間を取り入れ、読書の習慣化を図りました。

※2本の通帳

本市で子どもに配布している読んだ本を記録する冊子の名称で、利用者自身が書き入れる形態で、60冊を記録できます。

※3こども読書マラソン

小学生以下の子どもを対象として、中央図書館・9公民館図書室・移動図書館において「本の通帳」と「おすすめ本紹介カード」を配布しています。「本の通帳」への10冊記入ごとに60冊まで、6種類の景品を配布しています。また、提出された「おすすめ本紹介カード」は中央図書館や公民館図書室に掲示しています。

基本方針4 子どもの読書を支える、読書を通じてつながる

成果指標	対象	平成 29 年度 数値	令和 4 年度 目標値	令和 4 年度 数値
ボランティア団体数 及び活動者数	団体数	40 団体	43 団体	34 団体
	活動者数	574 人	580 人	469 人

当該目標値を達成することができず、団体・活動者数は減少しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、活動を休止されたり、新規メンバーの募集が行えなかったりと、その影響は大きいものでした。

基本方針4では、子どもの読書を支えるモノとヒトを整備するとともに、読書を通じた交流が広がることを目的として、資料整備事業や協働による読書活動推進事業、読書を通じた交流事業を実施しました。

資料整備事業については、配慮が必要な子どもが読書に親しむことができるよう、LLブック^{※4}やマルチメディアデイジー^{※5}等の整備に努めました。さらに、令和3年10月には、厚木市電子図書館サービスを開始し、活字を読むことが困難な子どもも読書を楽しむことができるよう音声付き絵本や音声読み上げ機能と連動できる図書、文字サイズの拡大や反転機能のある図書等の整備を図りました。

協働による読書活動推進事業については、ボランティアの育成と支援、ボランティア間の交流支援のため、講座等を企画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度の秋以降は休止、令和4年度は読み聞かせ講座の講義のみ実施しましたが、家族の感染による欠席や感染状況から感染を心配された欠席が目立つ状況でした。

また、ボランティア団体の活動内容等を共有するための掲示板を中央図書館に設けましたが、どの団体も活動の制限や縮小を余儀なくされており、掲示が少ない状況でした。

※4 LLブック

スウェーデン語の「ラッテ・ラスト」の頭文字を取っているもので、読むことに困難を伴う人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本のことを言います。

※5 マルチメディアデイジー

コンピュータやタブレット端末を利用し、文字・音声・画像を同時に再生するとともに、読み上げる速度や、画面上の文字の大きさ・色・背景色などを変更できるデジタル録音図書のことです。

令和4年度に実施した読書ボランティア団体実態調査では、「他校のボランティア団体と情報共有できる場所や機会がほしい」や「交流会を開催してほしい」との要望をいただいています。

読書を通じた交流事業については、令和2年度・令和3年度は開催できず、令和4年度にワークショップ「POP^{※6}王が教える本の魅力を伝えるPOP作りの極意」を開催し、作成されたPOPを本とともに図書館内に展示しました。

4 第3次計画の評価と課題

第3次計画においては、読書活動の習慣化と読書が好きな子どもの育成を図るため、特に子どもの成長に応じた読書活動へのアプローチを主眼として計画を推進していく予定でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各学校の臨時休業や図書館の臨時休館等により、長期にわたり図書へのアクセスがしにくい状況が生まれました。また、読書体験を持たない、あるいは読書に興味のない保護者や子どもについて、様々な読書イベントの開催や他のイベントと連携することにより、読書の楽しさに気付いていただき、読書への興味を喚起していこうと計画していましたが、感染防止対策のため、集うことが難しい状況となり、休止を余儀なくされました。令和4年度以降、コロナ以前の読書環境の回復、各事業の継続に努めている状況です。

なお、この期間に新たに実施した事業である厚木市電子図書館や中学生への読書活動のアプローチ、交流イベントの開催等を更に拡充していくことも必要と考えます。

また、中町第2-2地区に建設が予定されている複合施設内の新たな図書館について、子どもたちにとっても居場所や気付きの場所となり、絶え間ない交流、活動が生まれる図書館を目指して整備を進めています。

以上のことを勘案し、第4次計画において、次の5つの課題解決に取り組みます。

(1) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化の進展を踏まえ、情報活用能力を育むとともに、電子書籍等の活用に取り組みます。

^{※6}POP (Point Of Purchase Advertising の略)

販売促進のための広告媒体。キャッチコピーや説明文、イラスト等を手描きしたもので情報を伝えます。

(2) 子どもの不読率低減に向け継続した取組の実施

今後も、乳幼児からの読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した施策を継続して、不読率低減に取り組めます。

(3) 社会全体（家庭・地域・学校・ボランティア団体等）の連携・協力体制の充実

子ども読書活動を更に推進するためには、家庭、地域、学校、ボランティア団体その他関係機関が連携して継続的に情報提供や事業展開を行うことが必要です。庁内関係部署の連携・協力体制を強化します。

(4) 学校図書館と図書館の連携・協力体制の強化

成長に伴い読書傾向が変わっていく時期に読書離れを生じさせないようにするために、学校における読書環境をより充実させるとともに、学校図書館と図書館の連携・協力体制を強化します。

(5) 多様な子どもたちに配慮した読書環境の整備

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、より一層、誰でも使いやすい図書館を目指すことが必要です。読書環境の整備・充実に当たっては、図書館を利用しにくかった子どもたちの多様なニーズにも配慮します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画目標

育てよう読書大好きあつぎっ子 ～豊かな心を育むために～

子どもの読書活動の推進に関する法律が掲げる基本理念に基づき、子ども読書活動は、豊かな心を育み、コミュニケーション能力を高め、新たな知識を得ることができるものとして、平成19年度に策定した第1次計画から「育てよう読書大好きあつぎっ子」を目標に掲げて推進してきました。

本計画では、第1次計画からの計画目標を継承し、子どもたちが読書を通じて豊かな心を育み、「生きる力」を身に付けることができるよう読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

計画の基本方針については、第3次計画の課題や、社会環境の変化を踏まえながら、国の第五次基本計画の基本的な方針を基に3つの基本方針を設定し、本市の子ども読書活動推進計画の継続及び着実な推進を図ります。

(1) デジタル社会に対応した読書環境の整備

インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の急速な普及により、子どもを取り巻く社会環境も大きく変化しています。国の第五次基本計画では、「学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害等における教育の保障を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展している。」とされています。このように、社会のデジタル化やGIGAスクール構想等の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするため、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

(2) 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進

令和4年度に本市が実施した「小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査」の結果では、学年が進むにつれて不読率が増加する傾向があります。特に10代以降は、年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向にあり、その対応が課題となっています。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴としては、次のような傾向があると指摘されている^{※7}ことから、年齢や発達の段階に応じた施策を推進します。

ア 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

イ 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

ウ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

エ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

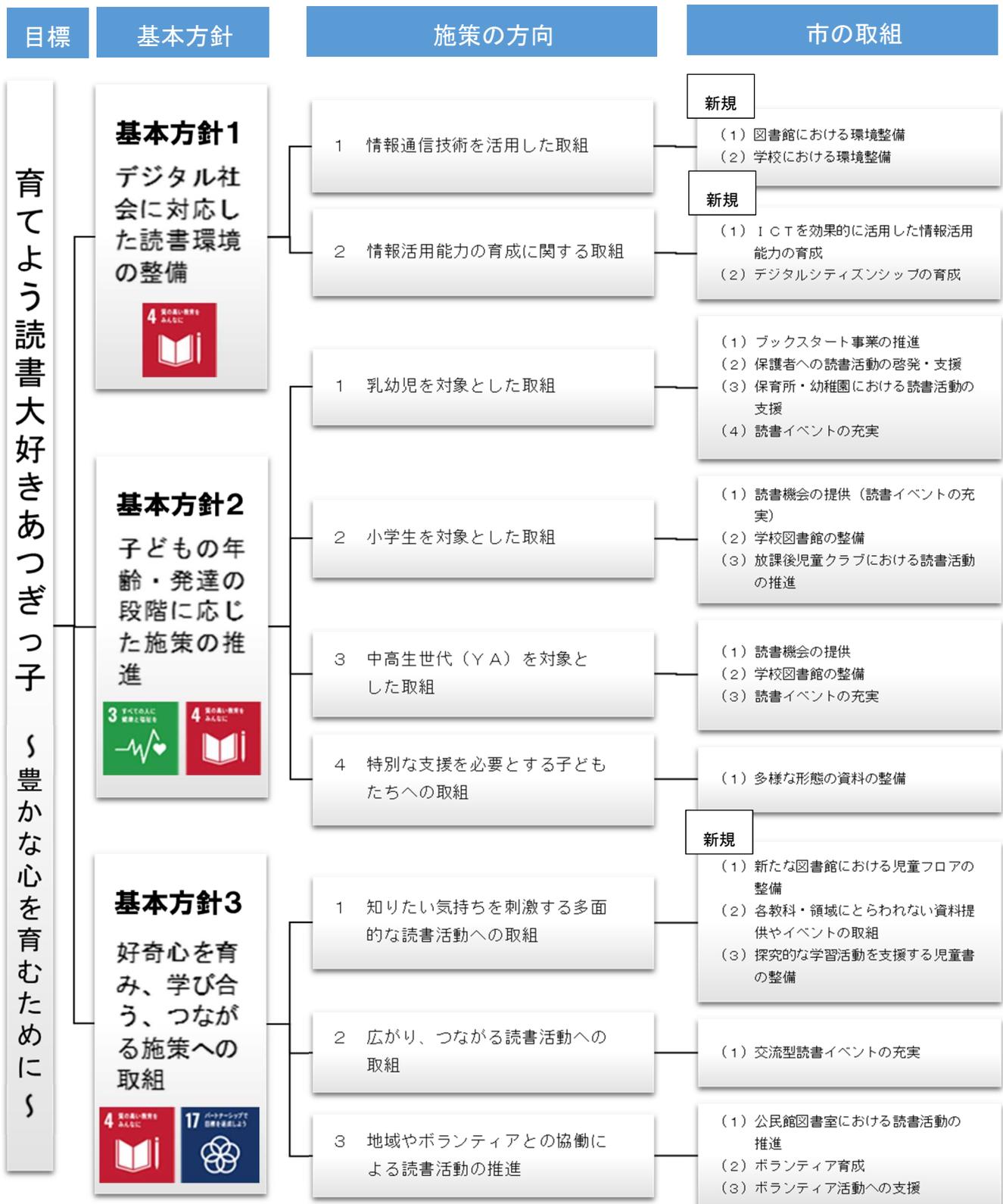
^{※7} 「子供の読書活動に関する有識者会議論点のまとめ」（平成30年3月）

(3) 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組

令和2年1月に厚木市複合施設等整備基本計画が策定され、図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備を進めています。「中町第2-2地区周辺整備方針（平成26年12月）」において、「第3の場所づくり サードプレイス」をコンセプトに掲げ、自然と多くの人々が集まることができる場所とするため、整備方針の1つに、未来の図書館機能や科学館機能を核とする複合施設の整備を位置付けています。また、公園のように誰でも立ち寄れ、気軽に過ごせる空間として、（仮称）未来館と中央図書館を融合させることにより、遊びと体験と学びが詰まったこれまでにない新しい施設の展開を目指しています。（仮称）未来館の機能・スペースである展示室、実験室、工房、プラネタリウムを図書館の機能・スペースと融合し、複合施設としての利点をいかしながら、子どもたちの好奇心を育み、学び合う、つながる施策へ取り組みます。子どもたちにとっても居場所や気付きの場所となり、絶え間ない交流、活動が生まれる図書館を目指します。

また、地域においては、ボランティアが読書推進の大きな力となっていることから、地域における関係機関やボランティアとの交流、情報交換を促進し、協働で子ども読書活動を推進します。

3 計画の体系



※ 目標3 すべての人に健康と福祉を
 ※ 目標4 質の高い教育をみんなに
 ※ 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

4 施策の方向と成果指標

基本方針に基づいて、具体的な施策を推進するため、各基本方針に「施策の方向」と「成果指標」を示します。

基本方針1 デジタル社会に対応した読書環境の整備

施策の方向1 情報通信技術を活用した取組

施策の方向2 情報活用能力の育成に関する取組

成果指標		対象	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
1	厚木市電子図書館を利用したことがある子どもの割合	小学生	—	30.0%
		中学生	—	50.0%

基本方針2 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進

施策の方向1 乳幼児を対象とした取組

施策の方向2 小学生を対象とした取組

施策の方向3 中高生世代（YA）を対象とした取組

施策の方向4 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組

成果指標		対象	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
1	出生児数に対するブックスタート参加率		46.1%	50.0%
2	「小学校入学前に読み聞かせ体験がある」と回答する子どもの割合 (小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査)		84.0%	90.0%
3	「読書が好き」と回答する子どもの割合 (小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査)	小学生	67.5%	80.0%
		中学生	49.4%	70.0%

成果指標		対象	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
4※	「学校の図書室を利用した」と回答する子どもの割合 (小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査)	小学生	50.1%	60.0%
		中学生	19.9%	60.0%

※「学校の図書室を利用した」とは、図書室で本を読んだり借りたりするほか、図書室を利用した調べ学習等で、机や椅子を利用したことを含みます。

基本方針3 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組

施策の方向1 知りたい気持ちを刺激する多面的な読書活動への取組

施策の方向2 広がり、つながる読書活動への取組

施策の方向3 地域やボランティアとの協働による読書活動の推進

成果指標		対象	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
1	子ども科学館・(仮称)未来館と連携したイベント参加人数		145人	2,700人
2	ボランティア団体数及び活動者数 ※「子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査」より	団体数	34団体	43団体
		活動者数	466人	580人

5 市の取組

基本方針に基づく、施策の方向を実効性のあるものにするため、市の取組を示し、社会全体（家庭・地域・学校・ボランティア団体等）の連携・協力体制の充実に努めます。

なお、第3次計画に基づき、実施した具体策については、継続した読書活動の推進を重視し、本計画においても引き続き実施します。

第4章 施策の展開

基本方針1 デジタル社会に対応した読書環境の整備

GIGAスクール構想の実現に向けたICT^{※8}の活用や新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化等により、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化しています。このような読書環境の変化の中で、多様な子どもたちに対応できるようICTを活用した取組が重要となります。

また、多種多様な情報や情報技術を活用し、未知の課題や問題を解決するために情報活用能力を育むことが、必要不可欠です。

施策の方向と取組



1 情報通信技術を活用した取組

(1) 図書館における環境整備

中央図書館では、令和3年10月から、スマートフォン等で、いつでもどこからでも検索・閲覧・貸出・返却が可能な電子図書館サービスを実施しています。令和4年10月から、児童書の読み放題タイトルを追加するなど、タイトル数も1万点を超えました。今後も限られた図書等を有効活用するとともに、印刷物としての図書の貸出しのみならず、電子書籍も充実させ、学習活動を支援します。

国の第五次基本計画において、「図書館は、ICTを積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを促進することが求められる。」とされています。新しいICTサービスへの対応として、学校と連携し、児童・生徒へ公立図書館の貸出サービスのIDを一括で発行し、個人の読書のみならず、各学校の学習活動のほか、登校できない児童・生徒の自宅学習などの支援についても積極的に取り組めます。

^{※8} ICT (Information and Communication(s) Technology の略)
情報通信技術のことを言います。

(2) 学校における環境整備

G I G Aスクール構想により整備された、一人一台端末を活用し、図書館と連携した電子図書館の利用を促進します。児童・生徒が電子書籍を利用して読書活動に取り組んだり、授業において資料を活用したりする活動を支援します。

その他継続事業

- 幼稚園・保育園と連携した保護者への啓発（電子図書館利用案内の配布）

2 情報活用能力の育成に関する取組

(1) I C T を効果的に活用した情報活用能力の育成

児童・生徒が、タイピング等の入力操作、情報収集のための検索等についての基本的な操作能力を身に付け、I C T を効果的に活用して、情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりということが出来る情報活用能力の育成に努めます。

(2) デジタルシティズンシップ^{※9}の育成

I C T の活用を通して、情報の収集、整理・分析、発信等をするための能力を育成するとともに、情報を正しく安全に利用し、デジタル社会と主体的に関わることのできるデジタルシティズンシップの育成に努めます。

その上で、図書館情報システムや、厚木市電子図書館を正しく安全に活用することにより、読書の推進と学校図書館の利用の促進を図ります。

^{※9} デジタルシティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のことです。

基本方針2 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進

テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。読書が好きな子どもを育成するには、乳幼児期から読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した読書活動へのアプローチが必要となります。そのため、対象を乳幼児、小学生、中高生世代に分けた取組により、不読率の低減を目指します。

また、障がいのある子どもや日本語の支援を必要とする子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちの読書環境を整備します。

施策の方向と取組



1 乳幼児を対象とした取組

(1) ブックスタート事業の推進

0歳児とその保護者を対象として、読み聞かせの体験とともに絵本を通じて親子のふれあいを深めてもらうブックスタート事業は、乳児期からの読書の習慣化のために重要です。

中央図書館、アミューあつぎ等様々な場所で、乳幼児向けの絵本や、ブックリストを保護者に手渡し、親子が過ごす大切な時間を持てるよう図書館司書とボランティアが協働して実施しています。

今後も開催場所等について検討し、より多くの方に参加いただけるよう充実に図ります。

また、家庭における読書活動の継続のため、乳幼児向けのおすすめ絵本をセットにした「赤ちゃん絵本パック」の貸出しをすることにより、乳幼児時期からの切れ目ない支援を実施します。

(2) 保護者への読書活動の啓発・支援

子どもの読書活動の推進に関する法律、第6条に「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実に及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」とあります。

子どもが読書に親しむきっかけづくりとして、子育て家庭やこれから子育てを始める方への支援施設である「子育て支援センター」や地域において子育て中の親子が集い、相談や情報

交換等を行っている「移動子育てサロン」、市内 38 児童館で実施している「おひさまタイム※¹⁰」において、親子で読書に親しむ機会を提供します。

中央図書館では、乳幼児におすすめの本を集めたコーナーを設け、おすすめの絵本リストの配布を行うとともに、保護者が気兼ねなく読み聞かせを行うことができるように中央図書館 3 階にある「おはなしの森」を活用します。また、新たな図書館においては、保護者同士が交流できる居場所づくりに努めます。

(3) 保育所・幼稚園における読書活動の支援

保育所・幼稚園等において乳幼児が読書の楽しさを知るために、中央図書館では、保育所・幼稚園等に協力をいただき保護者に子ども読書活動の啓発パンフレットや絵本リスト、読書通帳等を配布しています。さらに、団体貸出し、出前講座により、保育所・幼稚園における読書活動の支援をしています。

市立保育所では、絵本コーナーを設け、読み聞かせを実施するほか、「保育所だより」等で保護者に絵本の紹介等を行い、子ども読書活動の啓発に努めます。

(4) 読書イベントの充実

乳幼児期には周りの大人と一緒に時間を過ごし、絵本や物語を読んでもらうことにより、絵本や物語に興味を示すようになるため、きっかけとなるよう子育て支援センター、児童館、中央図書館等の様々な場所で、保育士や児童館指導員、司書、ボランティア等による「おはなし会」を実施しています。また、読書に関心がなく、図書館に来館したことのない保護者に関心を持ってもらえるよう歌遊び、わらべうたを取り入れた新たなイベント等を実施します。

※¹⁰ おひさまタイム

市内 38 児童館で、平日の午前中、午前 10 時から正午まで、幼児と保護者に施設を開放しています。

その他継続事業

- 読書環境整備の支援（団体貸出しの利用案内等）
- 読書イベントの開催（映画会・人形劇・絵本ライブ・図書館福袋等）
- 子ども読書の日（4月23日）の周知
- 「あつぎ家庭読書の日」（毎月第3水曜日）の周知
- 中央図書館における読書相談と展示活動

2 小学生を対象とした取組

(1) 読書機会の提供（読書イベントの充実）

小学生の読書への関心を高めるため、多様な取組を行うことは、読書へのきっかけづくりとなります。おはなし会、映画会、人形劇、読書通帳の配布等のほか、ゲーム感覚で楽しみながら家族や友人と一緒に参加できる図書館クイズラリーや、読書マラソン等のイベントを実施してきました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々なイベントの中止を余儀なくされる中で、本の通帳を用いる「こども読書マラソン」を継続して実施したことや、感染対策を講じながらイベントを継続したことにより、読書機会を絶え間なく提供することができました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、減少していたイベントの参加者数も回復していることから、読書イベントを通じて、より一層、図書館を身近に感じ、継続的な利用につなげるよう取り組みます。

今後は、読書に関心の低い子どもが本に触れるきっかけづくりとなるよう「おみくじ」や「くじ引き」を用いた楽しめるイベントを実施するとともに、幅広く、読書のきっかけをつくるため、図書館の資料を効果的に活用できるよう市立小・中学校の児童・生徒に図書館カードを交付します。令和5年度に市立中学生に交付し、令和6年度からは、順次市立小学生に拡大します。これにより、各自で電子図書館にアクセスし、電子書籍を閲覧することが可能になります。さらに、図書館の蔵書検索から予約し、求める図書（印刷物）を中央図書館、公民館図書室等で借り受けることが可能となります。

図 9 図書館カード交付スケジュール（予定）

年度	対象	交付時期（予定）
令和5年度	市立中学生（1年～3年）	10月
令和6年度	市立中学生（1年） 市立小学生（4年～6年）	未定
令和7年度	市立小学生（1年～4年）	
令和8年度	市立小学生（1年）	

※ 令和8年度以降は、市立小学生1年生のみに交付します。

(2) 学校図書館の整備

児童が親しみやすく、気軽に立ち寄ることができる学校図書館となるよう、絵本や読み物の蔵書の充実を図るとともに、授業で活用できる資料の充実と更新、新聞の活用、展示や配架の工夫に努め、魅力ある学校図書館づくりを目指します。

児童の読書の機会を増やす工夫として、朝読書の時間や休み時間に手軽に本を手にとることができるよう、中央図書館から譲渡されたりサイクル図書を有効利用した学級文庫等の充実や、可動式ワゴン等による図書の貸出しなどに取り組みます。

(3) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

放課後児童クラブの生活時間（授業終了後～午後7時）に読書の時間を取り入れ、読書活動の習慣化を図ります。

市立放課後児童クラブの全クラブにおいて、生活時間中の読書を呼び掛け、読書時間を確保し、子どもたちが読書にふれあう機会を作ります。

その他継続事業

- 教職員の体制づくり（司書教諭や学校司書等）
- 読書の時間の確保（学校における朝読書等）
- 学校での読書イベントの開催（読み聞かせ・ブックトーク・読書週間等）
- 中央図書館での読書イベントの開催（おはなし会・映画会・人形劇・絵本ライブ・図書館福袋等）
- 教職員の中央図書館利用の促進（団体来館等）
- 学校図書館と中央図書館との連携
- 啓発パンフレットや本入れバッグ・推薦図書リストの配布
- 出前おはなし会の実施

3 中高生世代（YA^{※11}）を対象とした取組

(1) 読書機会の提供

10代以降の読書傾向として、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに、読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合があります。特に10代以降は、年齢が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあり、その対応が課題となっています。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く読書のきっかけをつくるため、子どもの多様な興味に応じ、図書館の資料を効果的に活用できるよう、令和5年度から図書館カードを中学生に交付しています。今後は、小学生にも図書館カードを交付することにより、読書習慣の定着につなげ、中学生、高校生へと切れ目ない支援に努めます。

なお、図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備が進められていることから、青少年が気軽に立ち寄り、安らげる場所として、学校でも家でもない、安心して過ごせる居場所を築くとともに、特に不読率が高い状況が続いている高校生にとって読書のきっかけとなるような居場所づくりを目指します。

※11 YA

ヤングアダルト (Young Adult) の略で、子どもから大人への転換期にある13歳～18歳の中高生世代のことです。

(2) 学校図書館の整備

学校における読書活動は、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。また、学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現や自主的、自発的な学習活動、読書活動を充実していくこととされています。このようなことから、司書教諭、図書担当教諭、学校司書、関係機関等が連携しながら学校図書館の整備に努めます。

さらに、中学生にとって魅力ある学校図書館になるよう、授業で活用できる資料の充実、新聞の活用、計画的に図書の選定や更新を進めるとともに、展示や配架の工夫等に努めます。

中学生になると、部活動など、様々な活動が始まってきます。生徒が読みたい本を気軽に借りることができるよう、希望する中央図書館所蔵の図書や雑誌を、学校図書館を通じて貸出をする、結ぶプロジェクト^{※12}の一つである「市立中学校予約図書貸出サービス」を令和5年度から実施しています。今後も、中学生の多様なニーズに応えるため、中央図書館と学校が連携しながら、結ぶプロジェクトの推進と充実を図っていきます。

(3) 読書イベントの充実

学校において、読書週間や読書月間中に、貸出冊数及び来館者数を増加させるために、図書委員会を中心とした読書啓発の取組（貸出冊数に応じたしおりのプレゼント、ポスターの掲示等）、教職員による読み聞かせやおすすめ本の紹介等の取組を実施しています。読書が「嫌い」又は「どちらかというと好きじゃない」と思っている子どもが、少しでも読書に興味を持てるよう、読書イベントの充実に努めます。

※12 結ぶプロジェクト

市立中学校予約図書貸出サービスや図書館カードの交付事業等を実施することにより、児童・生徒の図書館利用の定着を図り、継続的に読書の推進を図るプロジェクトです。

その他継続事業

- 教職員の体制づくり（司書教諭や学校司書等）
- 読書の時間の確保（学校における朝読書等）
- 教職員の中央図書館利用の促進（団体来館等）
- 学校図書館と中央図書館との連携
- 生徒へ推薦図書リストの配布
- 中学1年生へ中央図書館利用案内の配布
- 職場体験学習

4 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組

(1) 多様な形態の資料の整備

令和元年6月に成立した読書バリアフリー法により、障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会が求められています。配慮が必要な子ども一人一人の状況に応じることができるよう、LLブック、点字表記のある本、大活字本、マルチメディアデージー、布の絵本^{※13}等、誰でも利用しやすい書籍等の収集を継続するとともに、利用しやすい電子図書館コンテンツの充実に努めます。具体的には、活字を読むことが困難な子どもも読書を楽しむことができるよう音声付き絵本や音声読み上げ機能と連動できる図書、文字サイズの拡大や反転機能のある図書等の充実に図ります。

また、新たな図書館には、これらのバリアフリー資料を集約したコーナーを設置し、障がい者への理解が深められるよう、図書館で行っている障がい者サービスを紹介します。

さらに、日本語指導が必要な児童・生徒が在籍（利用）する国際教室と連携し、日本語を学習するための資料や外国語の資料の充実に努めます。

※13 布の絵本

厚地の台布に、絵の部分にアップリケ、マジックテープ、スナップ、ボタン、ファスナー、紐を使用し、留めたり外したり結んだりできるようにし、文の部分を手書きにした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書です。

その他継続事業

- バリアフリー資料の充実と提供（LLブック・大活字本・点字図書等）

基本方針3 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組

本市では、図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備を進めています。

図書館については、「厚木市図書館基本構想（平成29年4月）」において、「市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点」を基本理念に掲げ、人と本、人と情報が出会うだけでなく、集う人と人がつながり、新たな交流が生まれる図書館づくりを目指しています。

子ども科学館については、（仮称）こども未来館基本構想（平成29年11月）において、「子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、コミュニティプレイスの創造」を基本理念に掲げ、公園のように誰でも立ち寄り、気軽に過ごせる空間として、遊びと体験と学びが詰まったこれまでにない新しい施設の展開を目指しています。（仮称）未来館の機能と図書館の機能を融合させ、複合施設としての利点をいかしながら、子どもたちの知りたい気持ちを刺激できるような多面的な読書活動への取組に努めます。

また、同世代の者や世代を超えた他者とつながることによって、一人で読書をするだけでは得られない新しい価値観や視野を広げられるような取組を目指します。

さらに、地域や学校等においては、ボランティアが読書推進の大きな力となっていることから、地域やボランティアと協働で読書活動を推進します。

施策の方向と取組



1 知りたい気持ちを刺激する多面的な読書活動への取組

(1) 新たな図書館における児童フロアの整備

読書が好きな子どもを育成するには、乳幼児期から読書の習慣化を図ることが重要であり、そのためには保護者への啓発活動が必要となります。新たな図書館では、親子で一緒に読書を楽しめるスペースの整備に努めます。図書館では、静かにしないといけないというイメージがあり、子どもと出掛けるのをためらっている方なども小さなお子さんと一緒に図書館を気兼ねなく利用でき、親子で一緒に本を読んだり、ゆっくり過ごしたりできる場所づくりを目指します。

また、幼児から児童まで、子どもたちが自由に使えるキッズスペースを整備し、静かにしていることが苦手な子どもや、本を読むことに飽きてしまう子どもたちも居られる場所づくりを目指し、読書に興味がない子どもたちが、本に出会うきっかけを作ります。

(2) 各教科・領域にとらわれない資料提供やイベントの取組

新たな複合施設として整備予定の（仮称）未来館との融合により、広い視点に基づく統合的な思考力を育むことができるように、様々なアプローチによる資料の提供に努めるとともに、資料を活用したイベント等を開催することによって、読書活動の推進を図ります。

また、複合施設に移転するまでの間も子ども科学館と連携した取組を継続するとともに、子どもたちの科学に対する意欲や関心を高め、豊かな想像力を育むことができるようなイベントの開催に努めます。

(3) 探究的な学習活動を支援する児童書の整備

変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する探究的な学習は、これからの時代においてますます重要な役割を果たします。子どもの思考力や判断力、表現力などの育成を支援するため、探究的な学習活動を支援する児童書の整備に努めます。

2 広がり、つながる読書活動への取組

(1) 交流型読書イベントの充実

平成 28 年度に実施した、子供の読書活動の推進等に関する調査研究（文部科学省）によると、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、読書をするきっかけを作り出す方法としては、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。（平成 30 年 3 月 20 日子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ）とされ、このような活動は、「読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができるといった効果が期待できる。」（令和 4 年 12 月子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ）とされています。

これまで中央図書館では、ビブリオバトル^{※14}やPOP作成のワークショップ等、参加者同士が交流しながら体験する企画を実施してきました。今後は、国の「第五次計画」に記載さ

^{※14} ビブリオバトル

書評合戦とも呼ばれ、基本的なルールは次のとおりです。

れている読書会・アニメーション^{※15}・本探しゲームや利用者が図書館の蔵書の中から、テーマ別に子どもたちにおすすめの本を選び、独自の本棚を作成する「シェア本棚」等、本を通じて世代を超えた利用者同士の交流を深められる企画を検討し、試行します。

また、各小・中学校図書館において実施している企画や展示の一部を毎年中央図書館で紹介しており、今後も連携して、子ども読書活動推進に取り組みます。

その他継続事業

- 読書イベント参加者の交流

3 地域やボランティアとの協働による読書活動の推進

(1) 公民館図書室における読書活動の推進

オンライン・ネットワークで結ばれている9つの公民館図書室において、本や読書への興味を持ってもらうことを目的として、テーマに沿った児童書の展示を行っています。子どもたちの身近にある公民館図書室において、様々な本に触れる機会を提供するために希望するテーマを募集し、子どもたちの読書意欲の向上につなげます。

- ① 発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。
- ② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。
- ③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。

※15 アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つです。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われます。

(2) ボランティア育成

地域や学校等においては、ボランティアが読書推進の大きな力となっていますが、「子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査」の結果から、新型コロナウイルス感染症等の影響により、前回調査（平成 29 年度調査）からボランティアの人数が減少しています。新たな人材を育成できるよう研修会等の開催に当たっては、ボランティア団体の要望も踏まえて開催するとともに、ボランティアの育成とスキルアップを支援します。

(3) ボランティア活動への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア団体の活動も制限され、思いどおりに活動ができない期間が長く続きました。また、学校等で読み聞かせを行う際も密にならないよう間隔を空けて座るなどの対策がとられており、子どもたちが見やすいよう大型本等を使用するなどの工夫がされていることが、「子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査」の結果から分かりました。活動が再開されつつある状況で、ボランティアの要望に応じた資料整備に努めるとともにボランティア間で交流できる機会を設け、活動の活性化を支援します。

その他継続事業

- 読書環境の整備（公民館図書室）
- ボランティア活動への支援（団体貸出）
- ボランティアとの協働（情報共有）

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たっては、構成事業を各課で進めるとともに、家庭、地域、学校、関係機関等と連携して取組を進めます。さらに、本計画を着実に推進するため、本計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価します。なお、庁内組織としては、厚木市子ども読書活動推進委員会によって定期的な評価・見直しを行うことで、本計画の全庁的な進行管理を実施します。

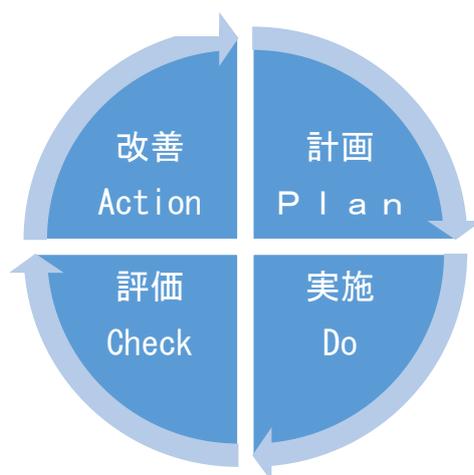
また、厚木市図書館協議会及び厚木市教育委員会点検評価委員会において、第三者の意見を伺い、検証を図ります。

2 進行管理

進行管理は、「PLAN（計画）」、「DO（実施）」、「CHECK（評価）」、「ACTION（改善）」のサイクルを実践する「PDCAサイクル」により、常に継続的な改善を意識しながら着実に推進します。

また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて成果指標の追加や目標値を見直し、取組内容の充実を図ります。

図 10 PDCAサイクルのイメージ



第6章 資料編

1 第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定経過

日程	会議名・内容等
令和4年10月3日(月) ～11月24日(木)	小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査実施
10月5日(水) ～11月30日(水)	子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査実施
令和5年1月31日(火)	第2回厚木市図書館協議会 ・小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果(速報値)について ・第4次計画策定方針(案)について
2月28日(火)	第1回厚木市子ども読書活動推進委員会 ・第4次計画策定方針(案)について
3月28日(火)	第3回厚木市図書館協議会 ・子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査集計結果について
7月3日(月)	第1回厚木市子ども読書活動推進委員会 ・令和4年度実施事業の評価について ・第4次計画施策の体系(案)について
7月27日(木)	第1回厚木市図書館協議会 ・第4次計画施策の体系(案)について
10月4日(水)	第2回厚木市子ども読書活動推進委員会 ・第4次計画(案)について
10月12日(木)	第2回厚木市図書館協議会 ・第4次計画(案)について
令和5年12月1日(金) ～令和6年1月4日(木)	第4次計画(案)のパブリックコメント実施

令和6年 月 日（ ）	第3回厚木市子ども読書活動推進委員会
月 日（ ）	第3回厚木市図書館協議会

2 小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果

1 目的

第3次厚木市子ども読書活動推進計画（平成30年4月策定）に基づき、児童・生徒の読書活動の実態を把握し、第4次計画策定の参考資料とするため、小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査を実施しました。

2 対象者

小学校 23 校の 2・4・6 年生の各 1 クラス以上と、中学校 13 校の 2 年生 1 クラス以上

3 アンケート実施期間

令和4年10月3日～11月24日

4 調査方法

Google フォームを利用したアンケート調査

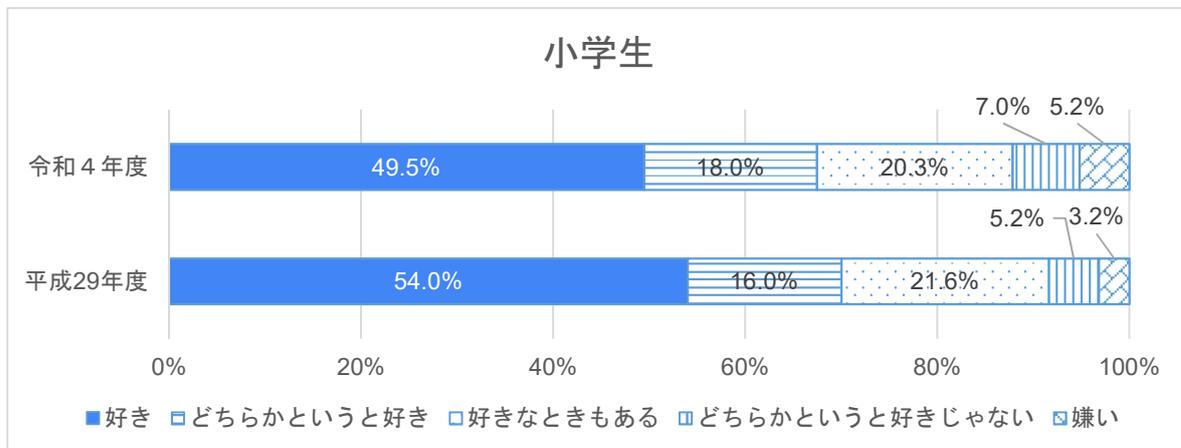
5 回答数

対象	学年	人数	合計
小学生	2年生	666人	2,134人
	4年生	718人	
	6年生	750人	
中学生	2年生	723人	723人
		合計	2,857人

6 アンケート結果

(1) 「あなたは、読書（本を読むこと）についてどう思いますか？」

ア 小学生



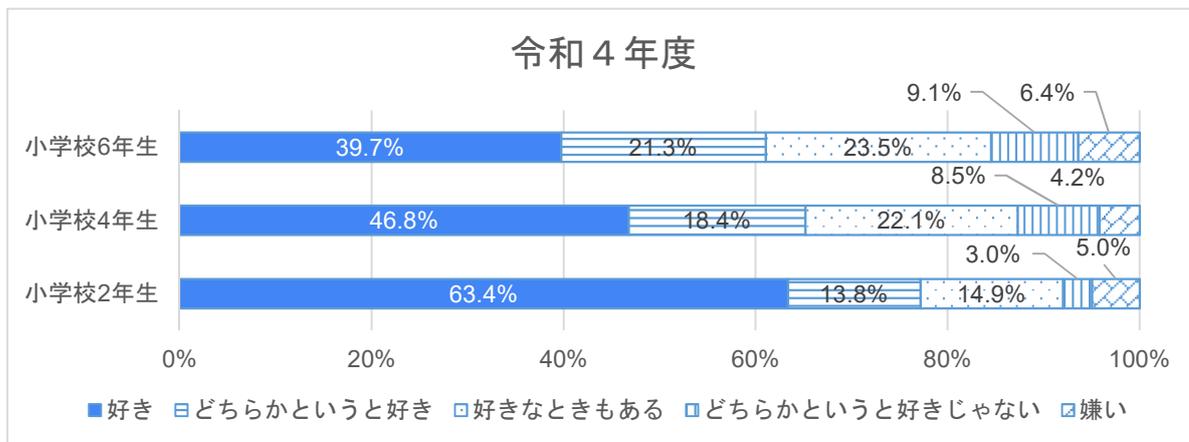
「好き」「どちらかという好き」が2.5ポイント減少し、「どちらかという好きじゃない」「嫌い」が3.8ポイント増加しました。

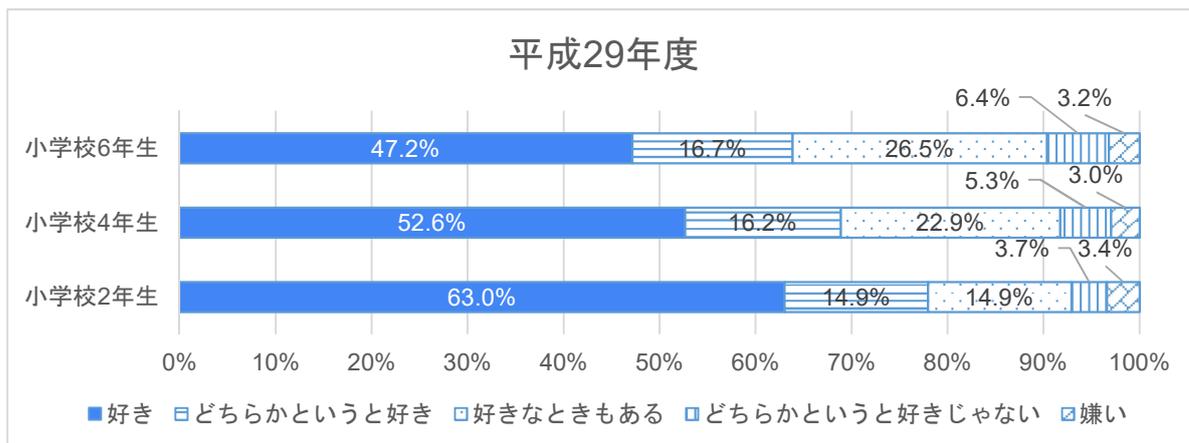
なお、学年別の状況を比較すると「好き」「どちらかという好き」について、2年生は0.7ポイント、4年生は3.6ポイント、6年生は2.9ポイント減少しました。

また、「どちらかという好きじゃない」「嫌い」については、学年が進むにつれて増加する傾向が続いており、特に、4年生と6年生の増加が著しい状況です。（4年生は4.4ポイント、6年生は5.9ポイント増加しました。）

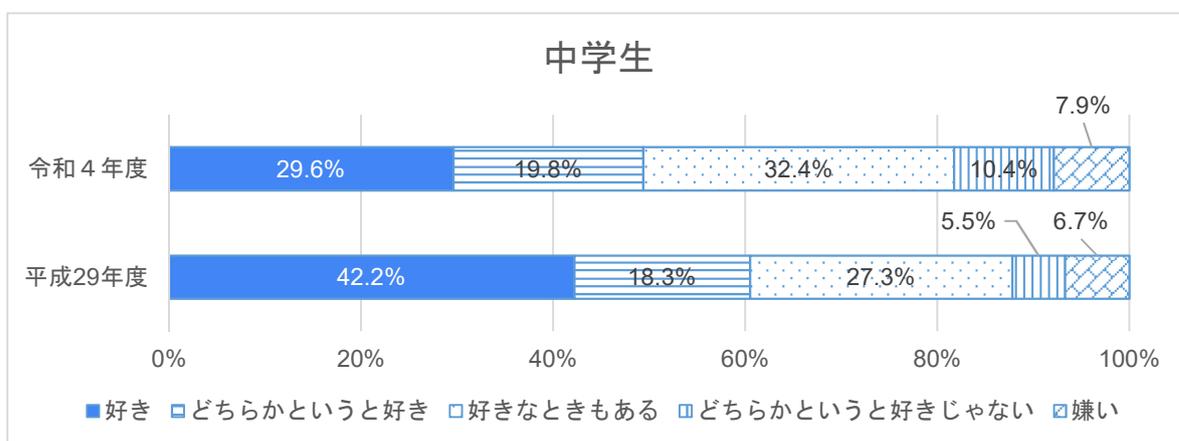
前回調査で懸念されていた2年生の「どちらかという好きじゃない」「嫌い」については、増加率が減少しています。

【学年別構成比】





イ 中学生



「好き」が著しく減少し（12.6ポイント）、「どちらかというが好き」については、1.5ポイント増加しました、「嫌い」については、1.2ポイント増加し、「どちらかというが好きじゃない」は、4.9ポイント増加しました。

(2) 読書が好きと回答した人に、「読書が好きな理由は何ですか？」

「読書が好き、どちらかというが好き」と回答した人に好きな理由を尋ねました。自由記載欄となっています。

ア 小学2年生の理由ベスト10

順位	人数	内容
1	54人	楽しい
2	50人	面白い
3	21人	いろいろな本がある。
4	20人	好きな本がある。
5	17人	勉強になる。
6	15人	本が好き（本を読むのが好き）
7	13人	頭が良くなる。
8	8人	いろいろなことが知れる。
9	6人	本の世界に入れる。
9	6人	暇なときに読める。
10	4人	落ち着く

小学2年生 1位・2位の詳細

順位	内容	詳細
1	楽しい	ものがたりがあってわくわくしてたのしい。
		いろいろなえがかいてあってたのしいからです。
		おもしろい本がいっぱいあって楽しいから。
2	面白い	本のえがおもしろいから。
		本のものがたりがおもしろいから。
		読むのが面白いから。

イ 小学4年生の理由ベスト10

順位	人数	内容
1	158人	面白い
2	59人	楽しい
3	31人	いろいろなことが知れる。
4	13人	勉強になる。
5	12人	想像ができる。
6	11人	暇なときに読める。
7	10人	落ち着く
7	10人	集中できる。
8	9人	ワクワク・ドキドキする。
9	7人	本の世界に入れる。
10	4人	漢字を覚えられる。

小学4年生 1位・2位の詳細

順位	内容	詳細
1	面白い	いろんな登場人ぶつのせいかくがあっておもしろいからです。
		本の、ストーリーが面白いから。
		本を読むと作者の気持ちがよくわかって面白いから。
2	楽しい	わくわくしたり、悲しんだり、いろいろな気持ちになれるのがうれしくて楽しいから。
		色々な絵や文があって読んでいて楽しいからです。
		本の中にはたくさんの魅力があって読むのが楽しいから。

ウ 小学6年生の理由ベスト10

順位	人数	内容
1	144人	面白い
2	46人	楽しい
3	29人	想像ができる。
4	24人	本の世界に入れる。
5	19人	暇なときに読める。
6	15人	落ち着く
7	13人	集中できる。
7	13人	ワクワクする。
8	11人	勉強になる。
9	10人	知識が増える。
10	9人	続きが気になる。

小学6年生 1位・2位の詳細

順位	内容	詳細
1	面白い	これがこうなったら～と妄想でき、面白いから。
		本の中にはそれぞれの物語があってそれぞれの過去とか急展開とかその本によって奥行きがあったり、深さがあって面白いからです。また、読んでいるとその景色や会話しているところが浮かんでくることが多いので好きです。

順位	内 容	詳 細
		自分が、想像つかない話が面白いからです。
2	楽しい	本を読むと、いろいろな事を学ぶ事ができるし、本の世界に入って色々なことを想像しながら読むことができているから。
		本の世界で登場人物とドキドキする気持ちを味わうのが楽しいから。
		本の世界に入るととても楽しいから。

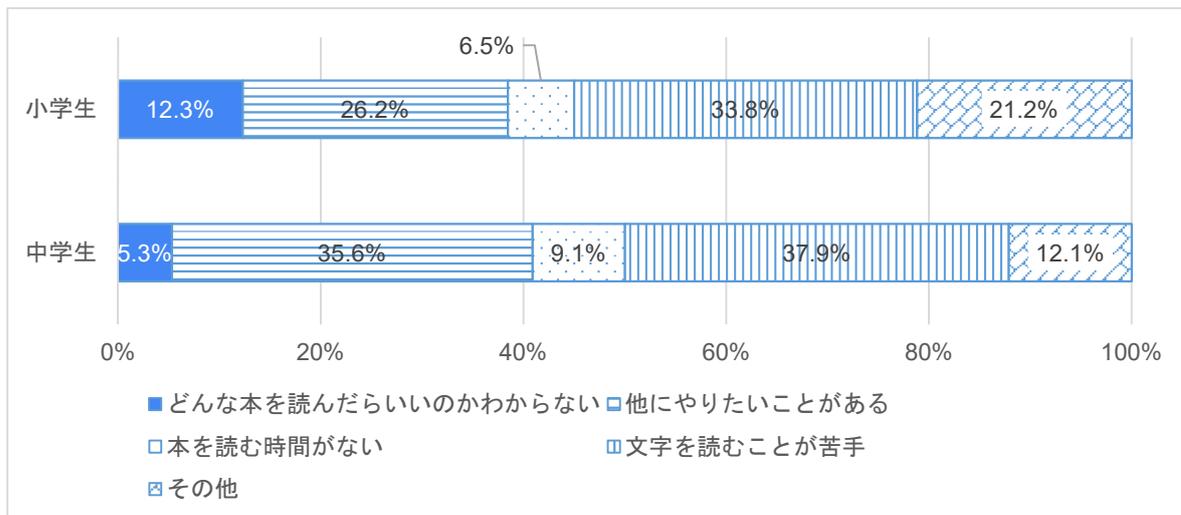
エ 中学2年生の理由ベスト10

順位	人 数	内 容
1	91人	面白い
2	37人	本の世界に入れる。
3	32人	楽しい
4	31人	想像ができる。
5	17人	知識を得られる。
6	12人	暇なときに読める。
7	10人	物語（を読むのが）が好き。
8	9人	落ち着く
9	7人	知らないことを知ることができる。
10	5人	勉強になる。
10	5人	新しいことを知れる。

中学2年生 1位・2位の詳細

順位	内 容	詳 細
1	面白い	現実では、起こらないことが起きて面白いから。
		その本のストーリーなどが面白い。
		自分では想像もできないような物語がたくさんあって読んでみると面白いから。
2	本の世界に入れる	非現実的な楽しい世界に入れるから。
		色々な世界観を楽しめるから。
		心が落ち着き本の世界に現実逃避できるから。

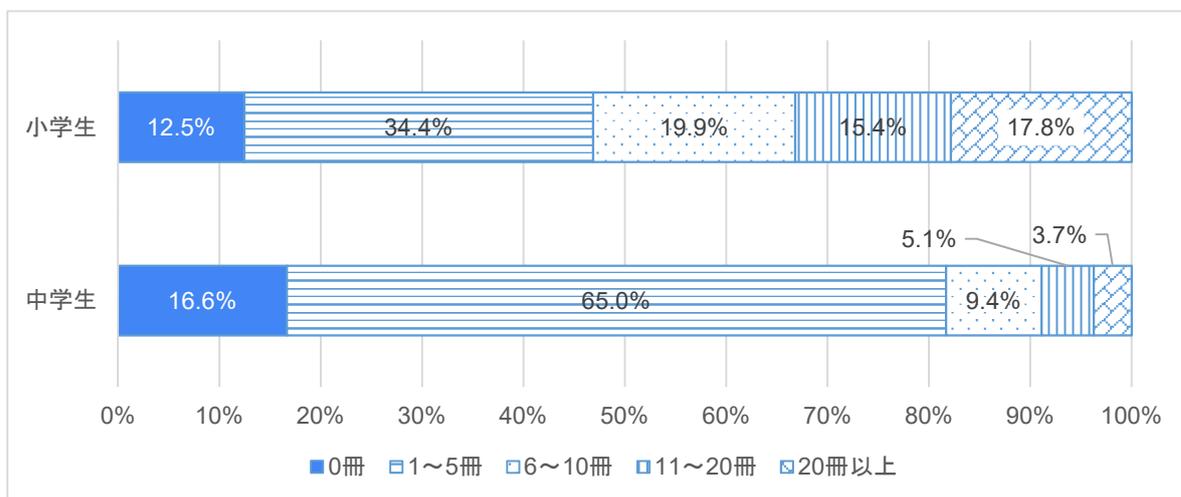
(3) 読書が「嫌い」又は「どちらかというとき好きじゃない」と回答した人に、「読書が嫌いな理由は何ですか？」



小学生、中学生ともに「文字を読むことが苦手」が最も多く、次いで「他にやりたいことがある」となっています。

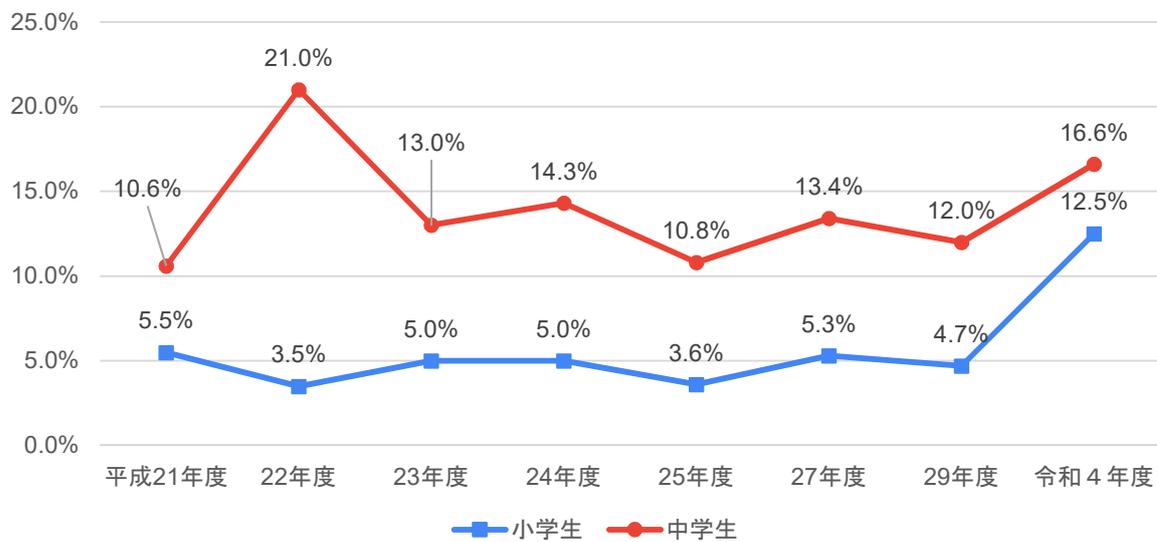
(4) 「あなたは、9月中に何冊の本を読みましたか。」

教科書・自習書・コミックを除く（かぞえない）。学習マンガやケータイ小説・電子書籍は含む（かぞえる）。朝読書など、学校での読書の時間に読んだ冊数も含めて読んだ冊数を記入してください。

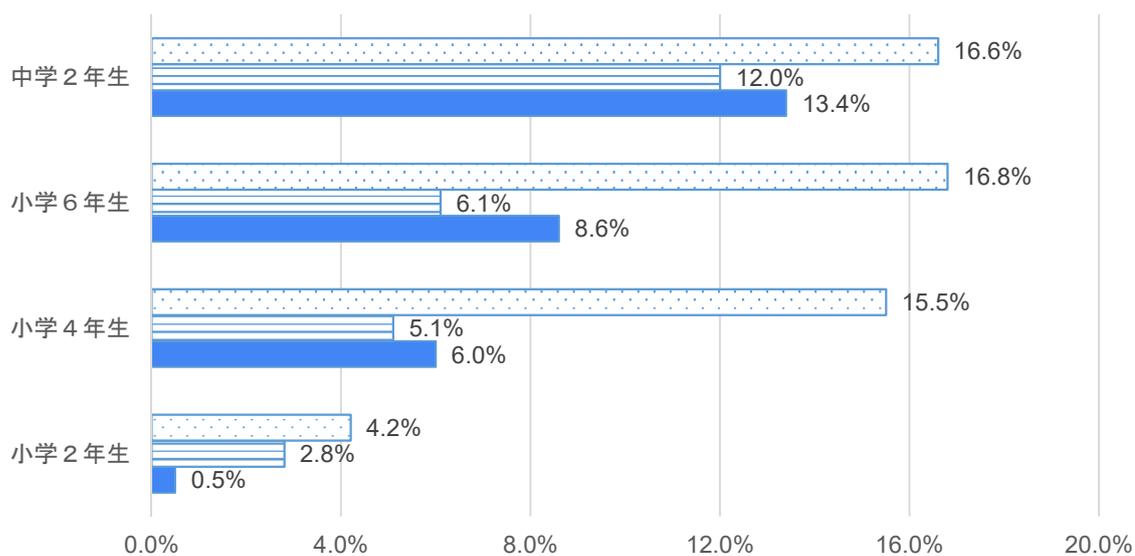


1冊も読んでいない子どもの割合は、小学生、中学生ともに増加しました。なお、0冊の割合の学年比は、次のとおりです。特に、4年生、6年生が著しく増加しています。

0冊の子どもの全体に占める割合の経過



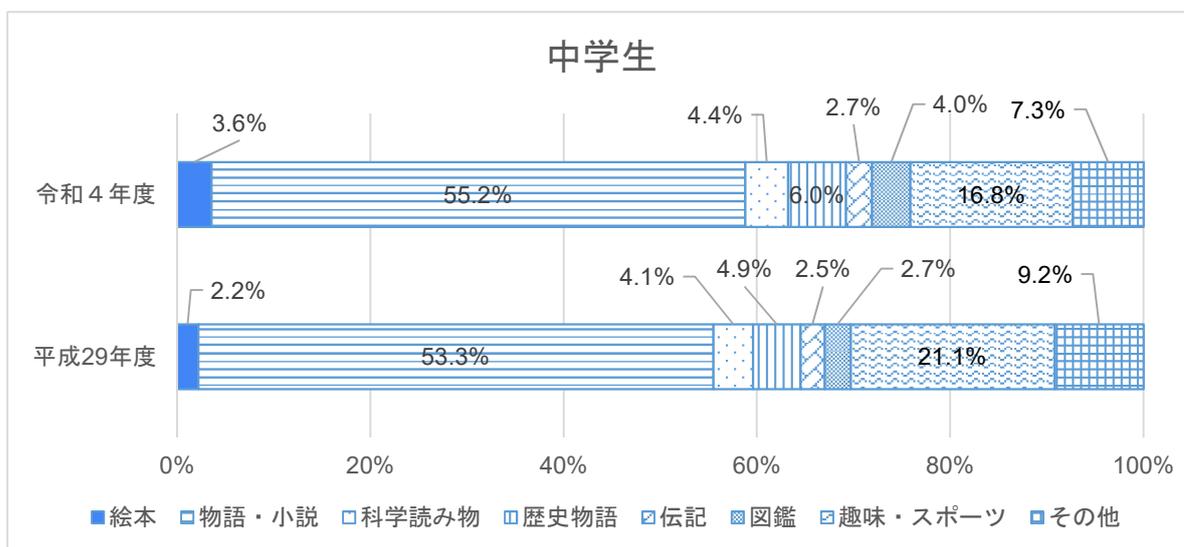
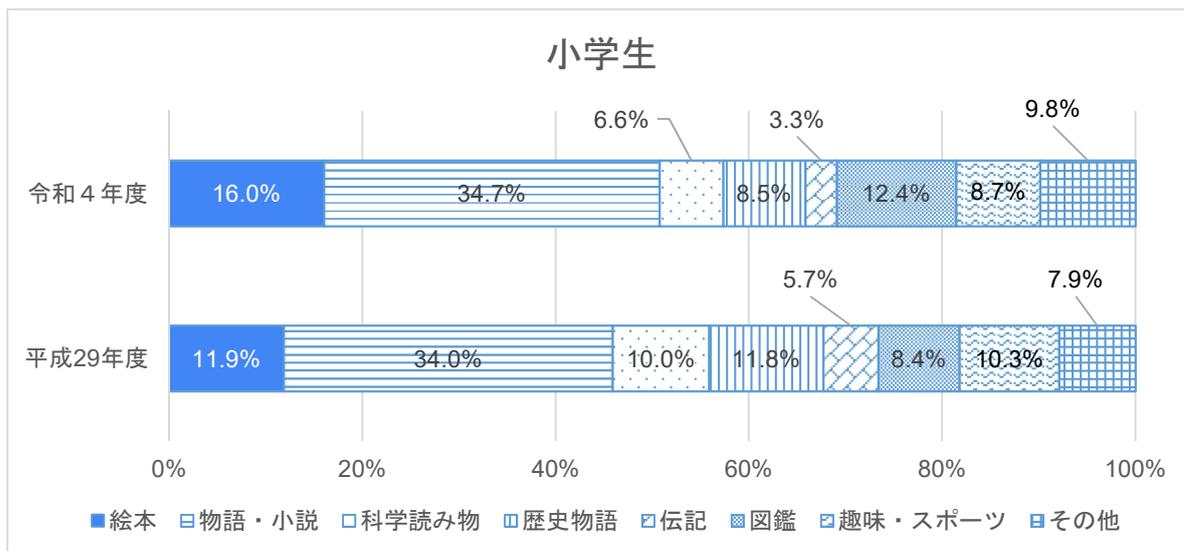
学年別0冊の子どもの全体に占める割合



	小学2年生	小学4年生	小学6年生	中学2年生
令和4年度	4.2%	15.5%	16.8%	16.6%
平成29年度	2.8%	5.1%	6.1%	12.0%
平成27年度	0.5%	6.0%	8.6%	13.4%

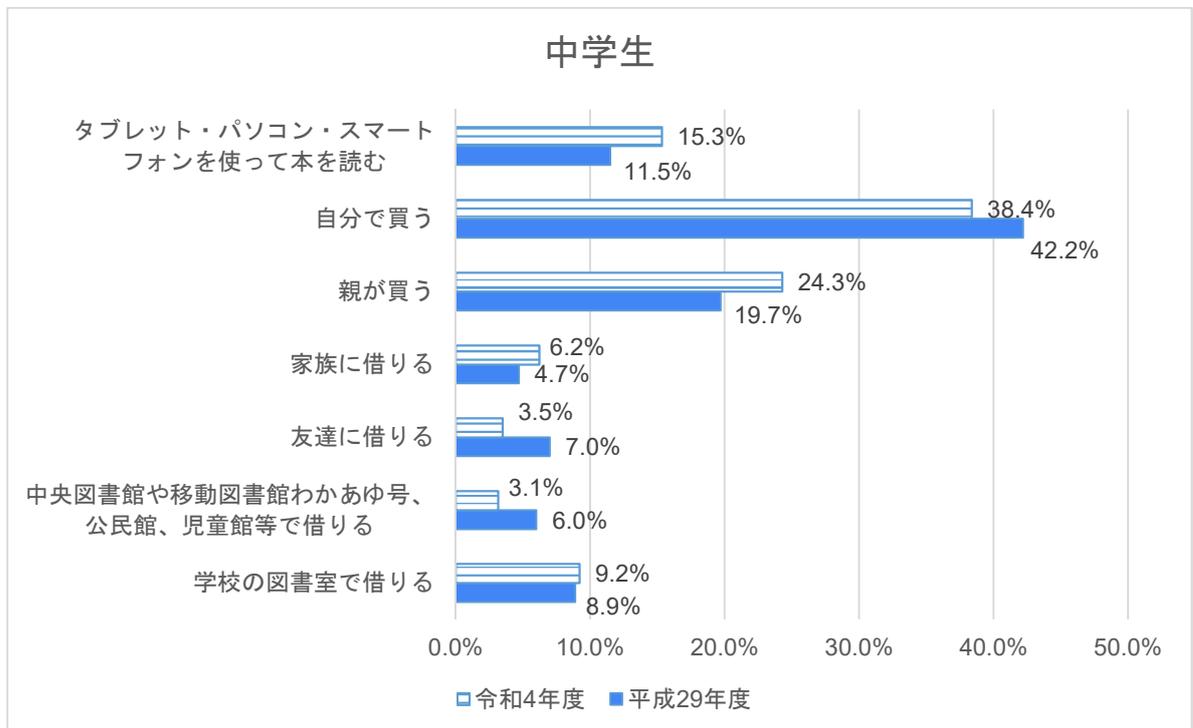
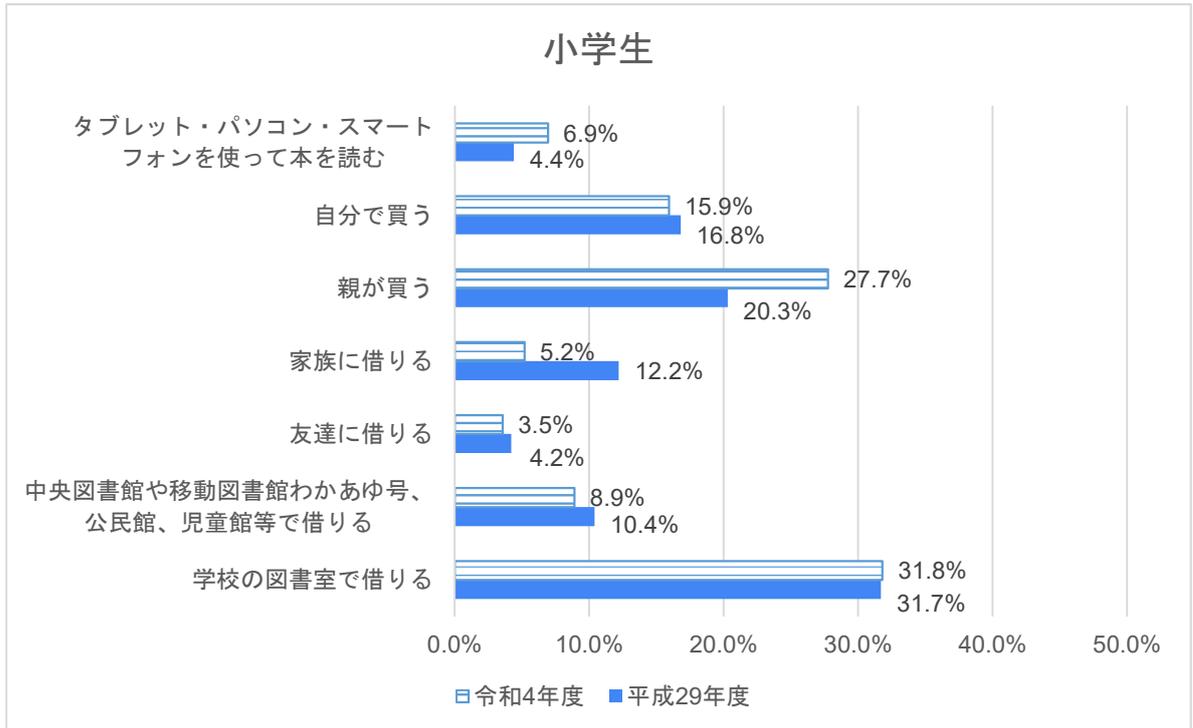
令和4年度 平成29年度 平成27年度

(5) 「あなたは、どんな本を多く読んでいますか？2つ選ぶことができます。」



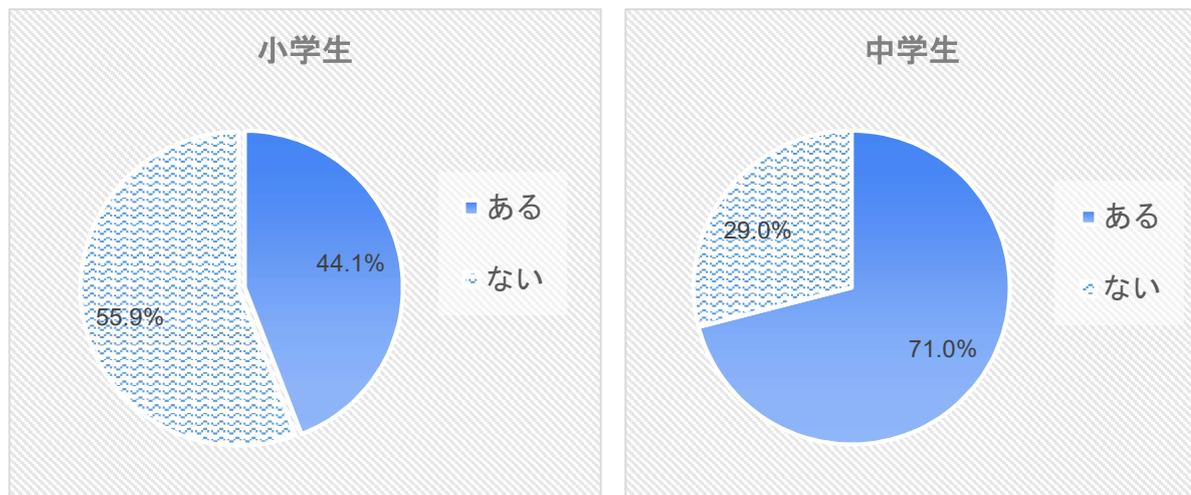
小学生、中学生ともに「物語・小説」の割合が最も高く、小学生は「絵本」が4.1ポイント、図鑑が4ポイント増加しました。

(6) 「あなたは、本をどのように用意していますか？2つ選ぶことができます。」



小学生、中学生ともに、「親が買う」と「自分で買う」を合わせた「購入」の割合が最も高く、小学生は 43.6%、中学生は 62.7%という状況です。次いで、小学生は、「学校の図書室で借りる」と「中央図書館等で借りる」を合わせた「公共施設で借りる」の割合が 40.7%となっています。

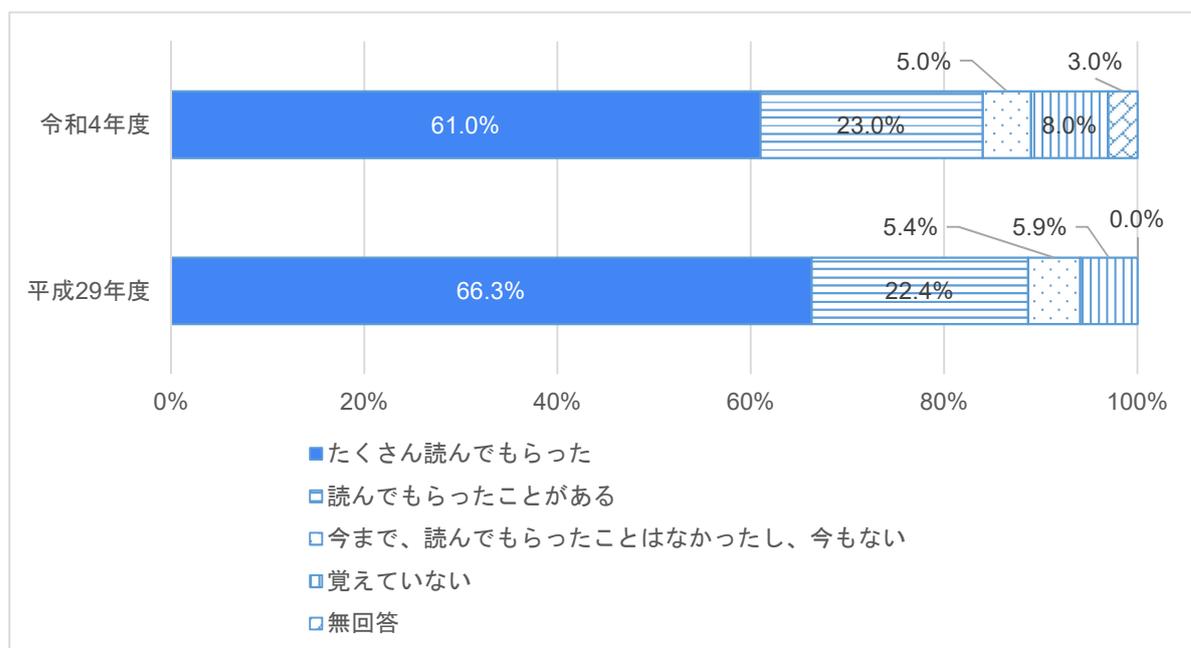
(7) 「あなたは、紙に印刷された本ではなく、画面で読む本や雑誌を読んだことがありますか？」



今回、新たに加えた設問です。あると回答した小学生は44.1%、中学生は71.0%となり、中学生は、小学生に比べて読んだことがある人の割合が高い状況です。

(8) 小学2年生対象

「あなたは、これまでにお父さんやお母さん、おじいさんやおばあさん、幼稚園や保育所の先生などに、本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありますか？小学校学校に入る前のことも思い出して教えてください。」

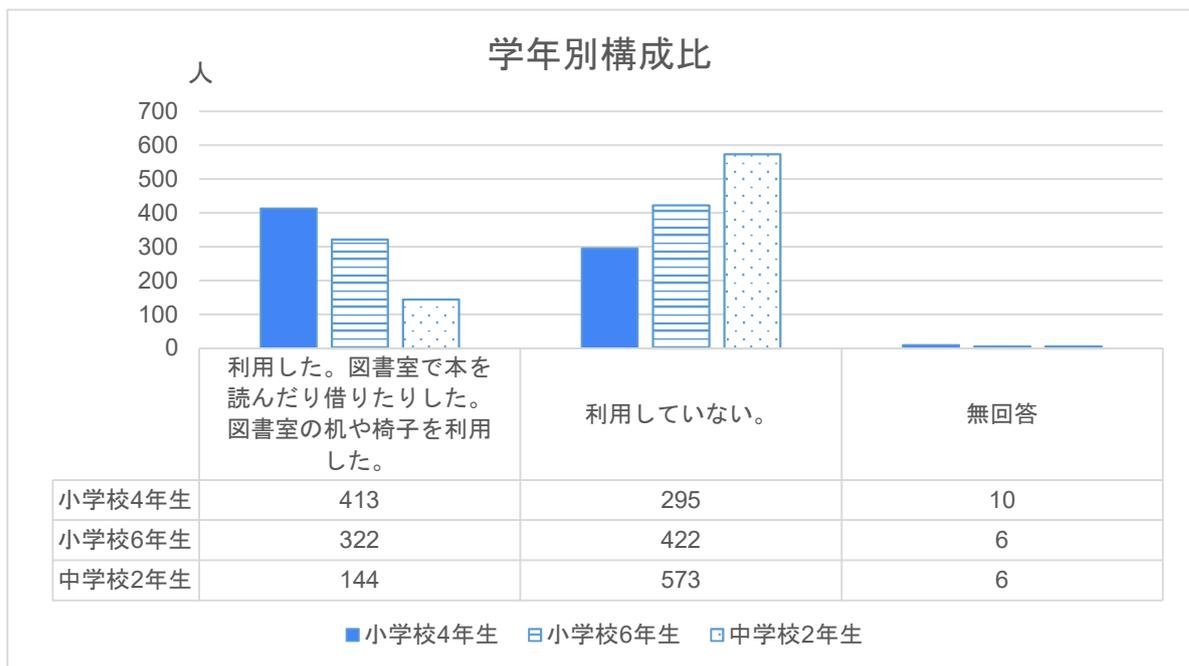
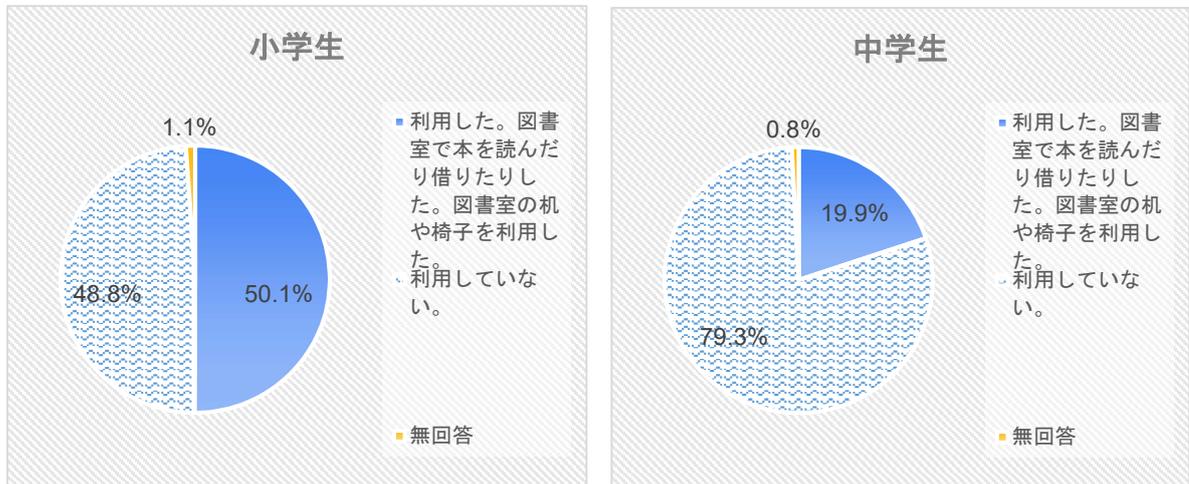


「たくさん読んでもらった」が5.3ポイント減少し、「読んでもらったことがある」0.6ポイント増加しています。「たくさん読んでもらった」と「読んでもらったことがある」を合わせた読み聞かせ体験のあった子どもの割合は84%となっており、前回調査から4.7ポイント減少しました。なお、「今まで、読んで

もらったことはなかったし、今もない」が0.4ポイント減少しています。

(9) 小学4・6年生、中学2年生対象

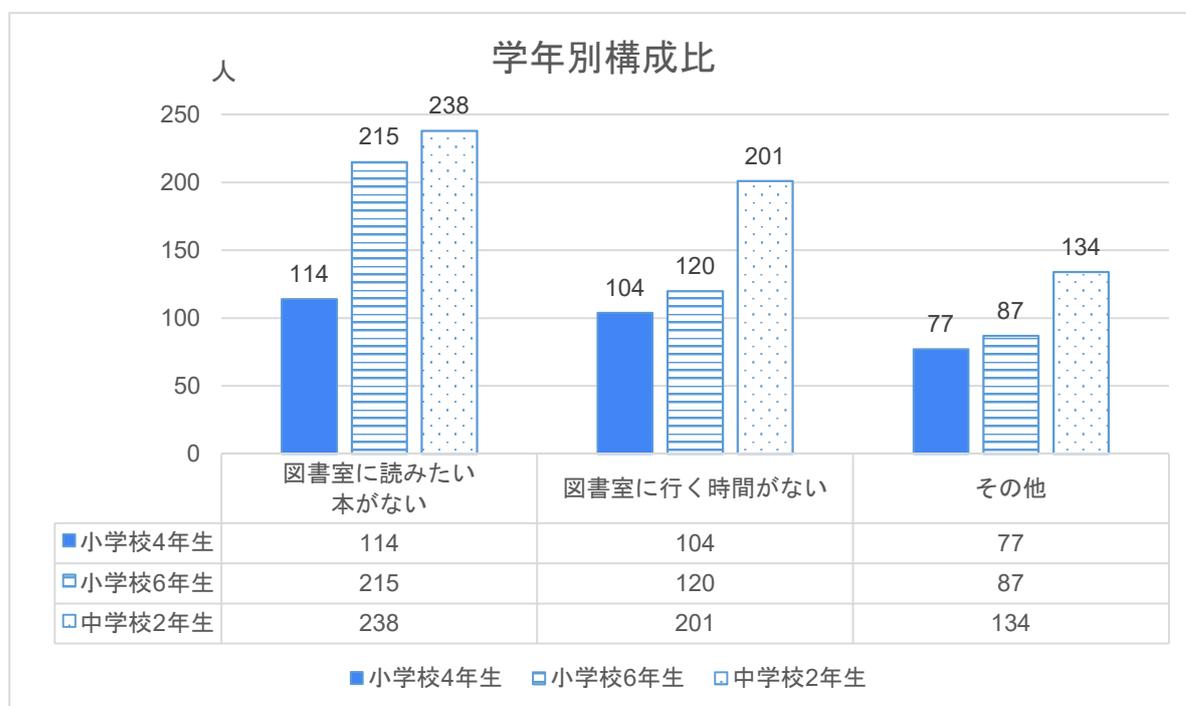
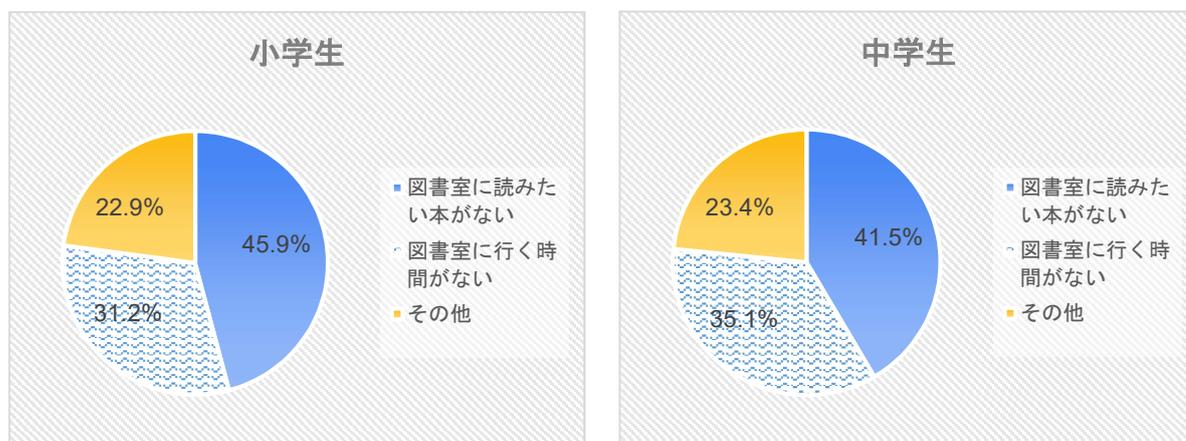
「あなたは、最近1か月で、学校の図書室を利用しましたか？」



学校の図書室を「利用した」小学生は 50.1%、中学生は 19.9%と小学生に比べて中学生の利用が少ない状況です。

(10)小学4・6年生、中学2年生対象

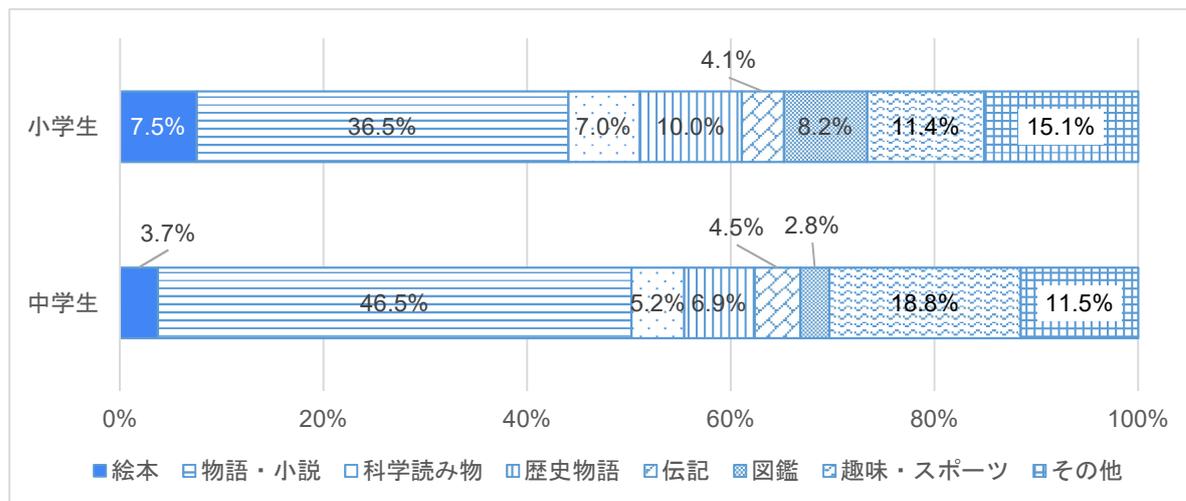
学校の図書室を利用していないと回答した人に、「利用していない理由はなんですか。」



利用しない理由は、小学生、中学生ともに、「図書室に読みたい本がない」が最も多く、次いで「図書室に行く時間がない」という状況です。中学生の利用しない理由は、「図書室に行く気にならない」という理由が多く入力されていました。

(11) 小学4・6年生、中学2年生対象

「図書室にどんな本を置いてほしいですか。2つ選ぶことができます。」



希望が多い順に、小学生は「物語・小説」「その他」「趣味・スポーツ」、中学生は「物語・小説」「趣味・スポーツ」「その他」でした。小・中学生ともに、「その他」の内容で最も多かったものはマンガでした。その他に、アニメや怖い話等が入力されていました。

3 子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査結果

1 実施期間 令和4年10～11月

2 調査方法及び調査対象

(1) 施設に対する調査

各施設に調査票を送り、施設内で活動しているボランティア団体の有無について回答をいただきました。

なお、絵本の読み聞かせ、本の紹介、本の修理、書棚の整理、読書や本に関わる行事を行うこと(手伝うこと)などの活動している方を読書ボランティアとしています。

215施設を対象として実施し、214施設から回答を得ました。(表1参照) そのうち、ボランティア団体があるという回答があったのは、39施設で全体の18.1%でした。(1団体は、活動を休止中。)平成29年に実施した読書ボランティア団体調査(以下「前回調査」とする。)と比べると、中学校、私設保育施設、市内コミュニティ保育、図書館を除くすべての施設で減少していました。(表2参照)

【表1 施設ごとの回答状況】

(回収率:99.5%)

	調査対象	施設数	回答数	未回答数	有の数	有の割合
1	小学校	24	24	0	22	91.7%
2	中学校	13	13	0	2	15.4%
3	児童館	38	38	0	6	15.8%
4	公民館	16	16	0	1	6.3%
5	市立保育所	4	4	0	0	0.0%
6	放課後児童クラブ	30	30	0	4	13.3%
7	子育て支援センター	1	1	0	0	0.0%
8	私立幼稚園	17	17	0	2	11.8%
9	認可保育所	32	32	0	0	0.0%
10	私設保育施設	37	36	1	0	0.0%
11	市内コミュニティ保育	2	2	0	1	50.0%
12	図書館	1	1	0	1	100.0%
	合計	215	214	1	39	18.1%

【表2 施設ごとのボランティア活動状況及び前回調査との比較】

	調査対象	令和4年度				平成29年度			
		施設数	有の数	有の割合	団体数	施設数	有の数	有の割合	団体数
1	小学校	24	22	91.7%	50	24	23	95.8%	29
2	中学校	13	2	15.4%	2	13	2	15.4%	3
3	児童館	38	6	15.8%	6	37	10	27.0%	10
4	公民館	16	1	6.3%	1	16	4	25.0%	4
5	市立保育所	4	0	0.0%	0	5	2	40.0%	2
6	放課後児童クラブ	30	4	13.3%	4	27	8	29.6%	8
7	子育て支援センター	1	0	0.0%	0	1	1	100.0%	1
8	私立幼稚園	17	2	11.8%	2	18	3	16.7%	3
9	認可保育所	32	0	0.0%	0	26	3	11.5%	3
10	私設保育施設	37	0	0.0%	0	25	0	0.0%	0
11	市内コミュニティ保育	2	1	50.0%	1	4	1	25.0%	1
12	図書館	1	1	100.0%	1	1	1	100.0%	1
13	その他					1	1	100.0%	1
	合計	215	39	18.1%	67	198	59	29.8%	66

※ 団体数は活動している延べ数で、同一の団体が複数の場所で活動しています。

(2) ボランティア団体に対する調査

活動している施設を通じて、読書ボランティア団体に調査票を送り、活動実態について回答いただきました。

34 団体 467 人が 37 か所で活動しており、個人で活動されている方が 2 人 2 か所、合計 469 人が 39 か所で活動していました。

また、2 団体が複数箇所で活動しており、前回調査と比べると、新たに 6 団体増え、1 団体が減少していました。各施設の状況は次のとおりです。

ア 小学校

22 校の市立小学校で、ボランティア活動が継続しており、子どもが卒業後も活動している学校が 9 校、保護者でない方が参加されている学校も 9 校ありました。前回調査では、全ての市立小学校でボランティア活動が行われていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、活動の制限があった間にメンバーの交替があり、募集ができていない学校が 1 校ありました。多くは 1 校 1 団体でしたが、2 校で複数の団体が活動していました。

また、地域のボランティアで構成されている1団体については、全ての市立小学校で年1回活動をしていました。

活動頻度は週1回から年1回まで様々で、最も多かったのが月1回の8団体でした。週1回が5団体、前回調査ではなかった各学期2回活動が2団体ありました。

朝の5～15分程度の読み聞かせのほか、昼休みも読み聞かせやおはなし会を実施したり、人形劇や手遊びなどを取り入れたりしている団体もありました。

さらに、クリスマス会などの季節の行事を開催したり、読み聞かせで読んだ本を記した紙を図書室前の壁に貼りだしたり、様々な活動を行っている団体もありました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場をコロナ禍前の図書室から体育館に変更する、読み聞かせに大型絵本を使用するなどの工夫をされていることが分かりました。

イ 中学校

前回調査では、2つの中学校で3団体が活動していましたが、今回の調査では、2団体に減少しています。朝の読書の時間や給食の時間に読み聞かせが行われていました。

ウ 児童館

前回調査では、地域のボランティアで構成されている3団体が、10児童館（厚木北・ひまわり・及川・妻田東・上荻野・飯山中部・宮の里・戸室・浅間山・岡田）で活動していましたが、今回の調査では、6児童館（妻田東・荻野・荻野新宿・鳶尾・戸室・浅間山）に減少しています。午前中のおひさまタイムに幼児と保護者を対象としたおはなし会等を行っています。

エ 公民館

前回調査では、3団体が4公民館で活動していましたが、今回の調査では団体数が減少し、1団体が荻野公民館で、絵本の読み聞かせを中心にしたおはなし会を行っています。

オ 市立保育所

前回調査では、地域のボランティア2団体が活動していましたが、今回の調査では、読書ボランティア団体が活動している保育所はありませんでした。

カ 放課後児童クラブ

前回調査では、保護者を中心に小学校で活動している3団体と地域のボランティア2団体の計5団体が8つの放課後児童クラブ（厚木1・厚木2・北・三田第一・三田第二・南毛利・愛甲・鳶尾児童クラブ）で読み聞かせ活動をしていましたが、今回の調査では、地域のボランティア2団体と個人で活動をされている方2人が、4つの放課後児童クラブ（緑ヶ丘・鳶尾・上荻野・上依知児童クラブ）で読み聞かせ活動をしていました。個人で活動をされている方は、手遊びやゲーム、マジックなどのレクリエーションも行っていました。

キ 子育て支援センター

前回調査では、1団体が活動していましたが、今回の調査では、子育て支援センターで活動をしている読書ボランティア団体はありませんでした。

ク 私立幼稚園

前回調査では、3つの幼稚園に保護者による読書ボランティア団体がありましたが、今回の調査では、2つの幼稚園に保護者による読書ボランティア団体があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、1団体のみ活動を行っていました。読み聞かせやお誕生日会、七夕やクリスマス会などのイベント時には、ペープサートや影絵などの劇を上演していました。

ケ 認可保育所

前回調査では、3団体が活動をしていましたが、今回の調査では、ボランティア団体が活動している認可保育所はありませんでした。

コ 市内コミュニティ保育

前回は1施設で保護者による活動がありましたが、前回実施していた施設とは異なる1施設で、保護者により週4日、絵本や紙芝居の読み聞かせのほか、パネルシアター、エプロンシアターを行っていました。

サ 図書館

コロナ禍で休止の時期もありましたが、前回調査と同様、市職員と協働で、おはなし会を実施しています。

3 図書館への要望

(1) 団体貸出しについて

パネルシアターやエプロンシアターの受取方法や予約連絡方法に関する要望が出されました。また、大型絵本、紙芝居、ペープサート、パネルシアター等資料の充実への要望も出されています。

(2) 交流会や講座について

他校のボランティア団体と情報共有できる場所や機会がほしいとの要望や交流会を開催してほしいとの要望が出されました。特に、コロナ禍のため、他のボランティア団体の活動の様子を知ることや相談することができれば自分たちの活動の参考になるとのことです。

また、講座の充実や講座に参加できないメンバーのために、内容を動画配信で見られるようにしたり、出張して団体の活動場所まで来たりしてほしいとの要望も出されています。

(3) 絵本リストの提供について

本の選定に苦慮しているという意見があり、読み聞かせに向く年齢別やジャンル（物語・実話・科学等）別のリストの提供の要望が出されました。

また、公民館図書室への紙芝居リストの設置についての要望も出されています。

(4) 会の運営への援助

団体の紹介や会員の募集状況を図書館主導で広報してほしいとの要望が出されました。

(5) その他

絵本の配架順や市ホームページに関する要望が出されました。また、WEB上で、アンケートや講座の申込みができるようにしてほしいとの要望も出されています。

4 今後の取組

図書館への要望から、次の支援等に取り組みます。

- (1) ボランティア活動を支援・援助するために、団体から要望の多い資料について充実に努めます。
- (2) 団体貸出しの周知について、引き続き強化を図ります。
- (3) ボランティア同士の交流・連携のために、交流会を企画し実施します。
また、ボランティア活動の把握に努め、ボランティア団体の活動がない施設から相談があった場合に紹介します。
- (4) ボランティアの養成とスキルアップのために、団体からの要望を踏まえて、研修会・講習会等を企画するとともに、読み聞かせに向く絵本のブックガイド等、情報の提供に努めます。

4 厚木市子ども読書活動推進委員会設置規程

(設置)

第1条 「第3次厚木市子ども読書活動推進計画」に基づき、「読書大好きあつぎっ子」を育てる諸施策を推進するため、庁内に厚木市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進に関すること
- (2) 第3次厚木市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること
- (3) その他委員会が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表の職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は中央図書館長をもって充て、副委員長は教育指導課教育指導係長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、所掌事務を審議するため、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、中央図書館が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月10日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職名	役職名等	関連分野	部局
委員長	中央図書館長	総括	教委
副委員長	教育指導課教育指導係長	総括	教委
委員	こども育成課放課後こども係長	放課後児童クラブ	市
委員	保育課保育認定・給付係長	保育所等	市
委員	子育て支援センター子育て支援係長	子育て支援センター	市
委員	青少年課青少年施設係長	児童館	市
委員	文化生涯学習課生涯学習推進係長	生涯学習	市
委員	教育総務課教育総務係長	教育政策	教委
委員	学務課保健安全係長	学校図書館	教委
委員	教育研究所教育研究係長	教育研究所	教委
委員	社会教育課社会教育係長	社会教育	教委
事務局	中央図書館		教委

5 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

6 文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日法律第49号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を利用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提

供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次厚木市子ども読書活動推進計画（案）策定に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

平成30年度に計画期間をおおむね5年間として策定した「第3次厚木市子ども読書活動推進計画」の計画期間が満了を迎えることから、第3次計画の成果や課題、子どもの読書状況等を踏まえ、「第4次厚木市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

つきましては、策定に当たり、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

第4次厚木市子ども読書活動推進計画（案）について

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（12月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（12月1日から）

4 計画（案）の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和5年12月1日から令和6年1月4日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 中央図書館2階
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (7) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

※ 郵送の場合は、令和6年1月4日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方

- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 中央図書館4階事務室へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-0018 厚木市中町1-1-3

厚木市立中央図書館宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-3183

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 9000@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「第4次厚木市子ども読書活動推進計画（案）策定パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、第4次厚木市子ども読書活動推進計画策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

**報告事項 1 及び 2 については、
非公開案件となります。**

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果

〔厚木市、神奈川県は公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）
全国は国公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）〕

1 暴力行為の発生状況（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）

小学校		28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
厚木市	件数	105	133	268	194	143	142	112
	発生率	8.9	11.3	23.0	16.9	12.8	12.8	10.3
神奈川県	件数	4,459	5,673	6,170	6,944	6,054	6,224	6,712
	発生率	9.9	12.6	13.7	15.5	13.6	14.2	15.4
全国	件数	22,847	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138	61,455
	発生率	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9
中学校		28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
厚木市	件数	80	85	111	191	67	55	45
	発生率	13.1	14.4	19.1	33.7	11.7	9.7	7.9
神奈川県	件数	3,299	3,264	3,277	3,143	1,714	1,961	2,531
	発生率	15.9	16.0	16.3	15.8	8.5	9.8	12.7
全国	件数	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450	29,699
	発生率	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2

※発生率：児童生徒1000人当たりの発生件数

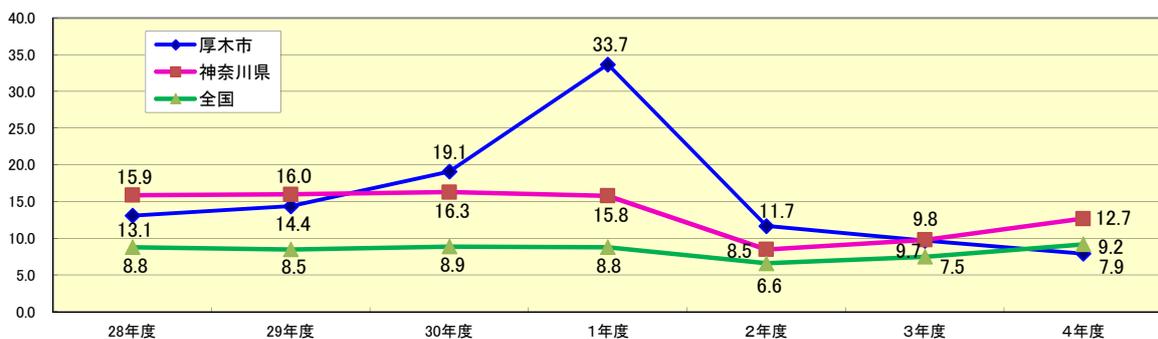
※暴力行為の定義（文部科学省）

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は含まない。

小学校 暴力行為発生率推移



中学校 暴力行為発生率推移



2 いじめの認知状況

小学校		28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
厚木市	認知件数	84	295	751	1,235	939	1,346	1,648
	認知率	7.1	25.0	64.5	107.4	83.8	121.6	151.8
	改善率	94.0	100.0	96.4	99.6	99.8	99.7	99.9
神奈川県	認知件数	10,607	15,680	20,155	22,782	19,287	25,770	31,869
	認知率	23.5	34.9	44.7	50.8	43.4	58.6	73.6
	改善率	80.9	78.1	92.8	94.6	92.5	94.7	91.7
全国	認知件数	237,921	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944
	認知率	36.7	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1
	改善率	91.2	86.5	84.7	83.6	77.5	80.4	77.3

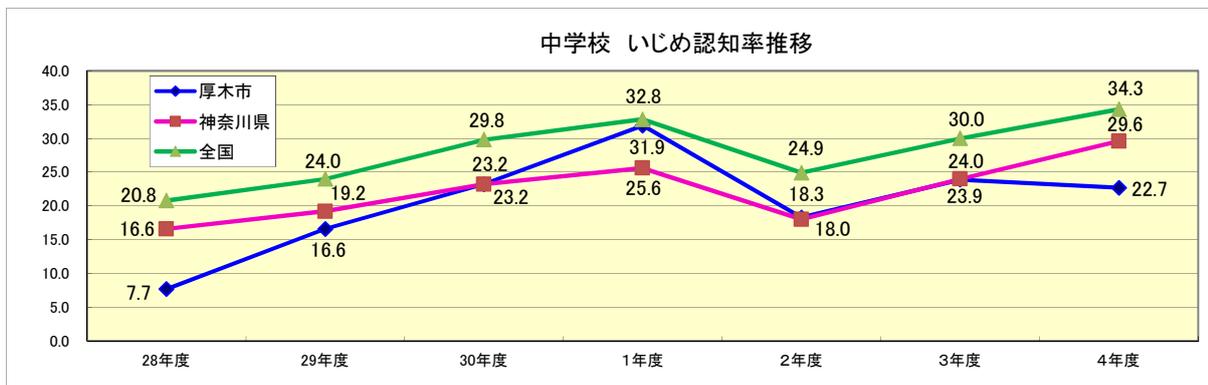
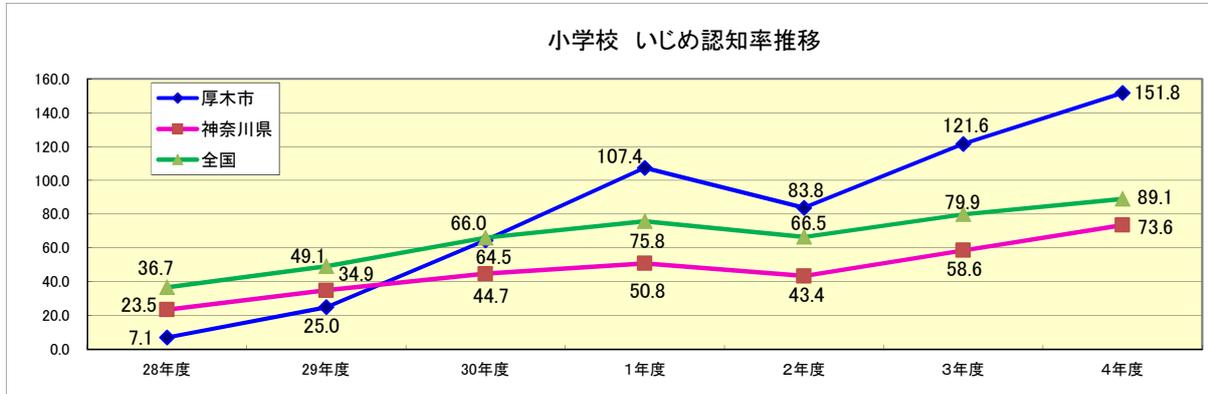
中学校		28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
厚木市	認知件数	47	98	135	181	105	136	129
	認知率	7.7	16.6	23.2	31.9	18.3	23.9	22.7
	改善率	93.6	98.8	99.3	98.3	100.0	99.2	99.2
神奈川県	認知件数	3,459	3,907	4,661	5,114	3,619	4,822	5,917
	認知率	16.6	19.2	23.2	25.6	18.0	24.0	29.6
	改善率	82.0	79.5	90.5	94.1	90.1	89.6	86.7
全国	認知件数	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404
	認知率	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3
	改善率	89.0	83.8	82.9	81.5	76.9	79.1	76.1

※認知率：児童生徒1000人当たりの認知件数

※改善率：認知件数のうち「解消しているもの」の件数の割合

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



3 不登校児童・生徒の人数及び児童・生徒総数に占める不登校児童・生徒数の割合（％）

小学校		28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
厚木市	不登校児童数	57	76	104	104	103	130	149
	児童総数に占める不登校児童数の割合(%)	0.48	0.64	0.89	0.90	0.92	1.17	1.37
	改善率	43.9	51.3	78.8	70.2	32.0	42.3	52.3
神奈川県	不登校児童数	2,765	3,222	3,739	4,578	5,126	6,267	7,987
	児童総数に占める不登校児童数の割合(%)	0.61	0.71	0.83	1.02	1.15	1.42	1.83
	改善率	51.9	53.0	55.0	50.0	32.9	30.9	34.7
全国	不登校児童数	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	児童総数に占める不登校児童数の割合(%)	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00	1.30	1.70
	改善率	49.5	46.8	49.2	46.0	27.8	27.1	27.6

中学校		28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
厚木市	不登校生徒数	193	218	270	318	282	302	328
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合(%)	3.17	3.69	4.63	5.61	4.93	5.32	5.78
	改善率	44.0	69.3	86.7	88.1	53.2	47.7	41.4
神奈川県	不登校生徒数	7,652	8,488	8,855	9,570	9,141	10,389	12,336
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合(%)	3.68	4.14	4.40	4.80	4.56	5.13	6.12
	改善率	49.2	46.5	52.9	48.5	29.0	26.7	27.4
全国	不登校生徒数	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合(%)	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09	5.00	5.98
	改善率	48.4	46.5	48.4	46.1	28.1	28.1	27.0

※調査基準：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。

※不登校の定義(文部科学省)

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)。

※改善率：R2から変更「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の人数が、不登校児童生徒数に占める割合(%)。R1まで「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」と「指導中の児童生徒のうち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」を合わせた人数が、不登校児童生徒数に占める割合(%)。

